

議事日程(第2号)

平成24年3月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第2号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第3号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第4号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第5号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第6号 平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第7号 平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第8号 平成23年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第9号 町道路線の廃止について
- 日程第10 議案第10号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 平成24年度高鍋町一般会計予算
- 日程第17 議案第17号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算

- 日程第24 議案第24号 平成24年度高鍋町水道事業会計予算
日程第25 請願第1号 若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）
日程第2 議案第2号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第3 議案第3号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第4 議案第4号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第5 議案第5号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第6 議案第6号 平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第7号 平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第8号 平成23年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第9号 町道路線の廃止について
日程第10 議案第10号 町道路線の認定について
日程第11 議案第11号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第12 議案第12号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第13号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第14 議案第14号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第15号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
日程第16 議案第16号 平成24年度高鍋町一般会計予算
日程第17 議案第17号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第18 議案第18号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第19 議案第19号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第20 議案第20号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第21 議案第21号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第22 議案第22号 平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
日程第23 議案第23号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第24 議案第24号 平成24年度高鍋町水道事業会計予算
日程第25 請願第1号 若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願

出席議員（16名）

1番	水町	茂君	2番	徳久	信義君
3番	岩崎	信や君	5番	緒方	直樹君
6番	池田	堯君	7番	中村	末子君
8番	黒木	正建君	10番	後藤	隆夫君
11番	青木	善明君	12番	松岡	信博君
13番	永友	良和君	14番	柏木	忠典君
15番	八代	輝幸君	16番	津曲	牧子君
17番	時任	伸一君	18番	山本	隆俊君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	壱岐	昌敏君	事務局補佐	野中	康弘君
議事調査係長	山下	美穂君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤	浩一君	副町長	川野	文明君
教育長	萱嶋	稔君	教育委員長	児玉	安夫君
農業委員会会長	渡瀬	俊弘君	代表監査委員	黒木	輝幸君
総務課長	間	省二君	政策推進課長	森	弘道君
建設管理課長	芥田	秀則君	農業委員会事務局長	松木	成己君
産業振興課長	長町	信幸君	会計管理者兼会計課長	原田	博樹君
町民生活課長	三浦	敏君	健康福祉課長	井上	敏郎君
税務課長	田中	義基君	上下水道課長	森	俊彦君
教育総務課長	黒水	日出夫君	社会教育課長	三嶋	俊宏君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） 8番。おはようございます。議会運営委員会より御報告申し上げます。

本日9時30分から正副議長室におきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、

その結果について御報告申し上げます。

今期定例会に付議されました案件は25件、うち同意1件につきましては、既に本会議におきまして審議を終えたところであります。残りの議案24件につきましては、本日、一部議案の質疑、討論、採決及び総括質疑が予定されているところであります。

新たに請願1件が追加提出されております。事務局より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、本日の日程に追加し審議を行うことで出席委員全員意見の一致を見たところでもあります。

議員各位の御協力を申し上げ、御報告といたします。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり1件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 議案第1号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第1号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。委員会の審査がございませんので、細目にわたって質疑を行うことをご許し願いたいと思います。

まず、地方債補正がありますが、今、借り入れを行って事業計画が進捗するのかどうかお伺いします。

地方交付税の額の決定がなされたようですが、算定の基準はどうなっているのかお伺いします。

障害者自立支援給付負担金額が、生活保護受給者の自立支援件数が増加したとの説明がございました。具体的にはどのような経過であるのかお伺いします。

また、それにあわせ、生活保護者が増加しているのかどうか、増加した原因は何か、調査をされているのかお伺いします。

子宮頸がん及び妊婦健診の減額がありますが、予定していた人数は全員分予定していたのか、これも支出とあわせての答弁をお願いします。

農業体質強化基盤整備促進事業の内容はどんなものか、また、これに係る農業者の対象者の世帯数は何世帯あるのかお伺いします。

埋設地のモニタリング補助がありますが、具体的な内容についてと、だれの責任で行うのかお伺いします。

戸籍住民基本台帳の法改正に伴うシステム改修費の790万円減額について、どのような内容で減額となったのかお伺いします。

老人措置費について、見込み違いだったのかどうかお伺いします。

産業振興課関係での貸付金について答弁を求めます。

交流ターミナルについて、具体的に貸付金利などの契約については、どのような経過、契約書になっており、ほかの株主においてはどのような意見があったのかお伺いします。具体的な会議録があるのかも伺いします。

また、大家畜導入貸付金について減額の理由は何かお伺いします。

地場産業振興対策、まちなか活性化事業について、減額された理由は何かお伺いします。

公営住宅の長寿命化の策定については、どのような調査及びどのような結果が得られる見込みなのかお伺いします。

小中学校の校舎工事については、国の減災事業の活用と考えますけれども、具体的にはどのような計画で、自治体負担はどのようなものかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。まず、地方債補正について御説明申し上げます。

今回の補正で、第4表地方債補正で追加しておりますが、この3件ですが、あわせまして第2表繰越明許補正でも追加をいたしております。

これらの事業は、国の補正予算に伴うもので、年度内に予算化することを前提とされております。事業の完了自体は、24年度となるものでございます。

地方債の発行につきましては、事業費の確定後に諸手続を行い、実際に借り入れすることから、事業の進捗に支障を及ぼすということはありません。

続きまして、交付税の関係でございますけど、普通交付税につきましては、基準財政需要額及び基準財政収入額の差し引き額が交付基準となります。

総務省の定める普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行可能積算資料において、基準財政需要額は、人口や町道の延長、面積、小中学校の児童生徒数等を、基準財政収入額は、納税義務者数や家屋の床面積、軽自動車の台数等を用いて算出しております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。健康福祉課関係で3点ほど御質疑をいただいておりますが、まず1点目は、障害者の自立支援医療の関係、あわせて生活保護者の関係でございますけれども、障害者自立支援給付負担額についてでございますけれども、生活保護受給者に対しましては、医療費の給付について増加が見られているところでございます。

生活保護受給者に対する障害者自立支援医療費の給付費は、生活保護者の方々は医療保険、例えば国保でありますとか、社会保険でありますとか、そういう保険に加入しておりませんので、かかった医療費の10割が自治体の負担になるということになります。

平成23年度におきましては、平成22年度に比べて人工透析による医療費支給対象被保護者が1名増加しておりまして、人工透析の場合、大体月30万円程度、年額で大体400万円程度の医療費が見込まれておりますので、今回の補正でその分を含めて増額を、

補正をお願いをしたところでございます。

それから、生活保護者の増加についての御質疑でございますが、平成23年度当初には大体213世帯、290名でございましたけれども、2月の29日現在、平成24年の2月29日現在におきましては、大体220世帯、300人の方が生活保護を受給をされております。

平成23年度に入って、これまでの生活保護の申請件数は、延べ51件となっております。その申請の理由につきましては、病気等により働くことができずに収入がないということでありまして、年金の未払い、年金保険料の未払いにより年金受給資格がなくて収入がないというのが受給資格の主な要因となっているようでございます。

続きまして、子宮頸がん等の予防接種及び妊婦健診についてでございますけれども、子宮頸がん等の予防接種につきましては、新規事業でございましたために、接種率の把握が予測が難しく、全対象者を、予算計上をいたしておりましたけれども、保護者の判断で接種する任意接種であるということ、それから子宮頸がん予防ワクチンの供給不足や、ヒブ・肺炎球菌ワクチン接種後の事故等もあり、予定数を下回ったものと考えております。

妊婦健診につきましては、母子健康手帳交付数をもとに助成券を1人14回分、これは厚生省が示した回数でございますが、最高の14回分で予算計上をいたしております。

この回数につきましては、予定日40週までが対象となっておりますが、37週からは正期産ということになりますので、14回まで使用しない方も多く、それから流産または早産の方や転出される方もおられますので、予定よりも今回の補正で減額をさせていただいたということでございます。

それから、3点目の老人措置費についてでございますが、老人ホームの入所につきましては、児湯圏内域で調整が行われておまして、退所する方がおられましても、次に他町の方が入所される場合がございます。

また、高鍋町での次の待機者の方が入院あるいは生活状況の変化などによって、即時入所とならない場合もございますので、見込みどおりとならない場合がございます。前回の補正等では47名を見込んでおりましたけれども、最近の入所では四十五、六名ということで、その差額分が減額ということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。産業振興課に係る4点についてのお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、農業体質強化基盤整備促進事業につきましては、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化、品質向上等に取り組む上で支障となる農業生産基盤の課題について、迅速かつきめ細やかに対応していくために、国の第4次補正で創設された事業で、農業用排水や圃場整備、農作業道の整備など、農業生産基盤を整備する事業であります。今回整備を計画しているのは持田地区の農道1路線で、農道に隣接する所有者は7名となつ

ております。

次に、埋設地に関するモニタリングについてであります。

水質調査項目は15項目で、水道法の水質基準にある10項目と、地下水の汚染を把握するための5項目を追加して実施しております。現在のところ家畜の埋設による地下水の汚染と言える事例は確認されていませんが、確認されれば国、県と連携して対応することになります。

次に、貸付金についてであります。本議会の議決を得ないと、町として貸し付けをすることはできませんので、株式会社めいりんの里より貸し付けの要望を受け、補正予算として今議会に上程したところであり、契約等は行っていません。

ほかの株主からは開設当初より、これまで株主への配当を行ってない関係上、株の増資に対する理解が得られないとの意見や、さらなる経営改善を行い、安定した会社運営を行えるよう努力するよう意見が出されました。

会議録につきましては、現在司法書士さんにおいて法的不備がないかなどの確認をいただいているところであります。

また、大家畜導入貸付金の減額につきましては、口蹄疫の最中に行った受精自粛の影響等により、子牛が少なく導入頭数が少なくなったことによる貸付実績減によるものです。

続きまして、地場産業振興対策補助金につきましては、新商品の研究・開発に係る調査・分析、展示会、試食会、販路拡大等に要する経費の一部を補助する制度でございますが、本年度は申請がなかったため、減額補正を行うものでございます。

また、城下町高鍋まちなか活性化事業につきましては、宮崎県まちなか商業再生支援事業費補助金の交付決定額が30万円の減額となったため、歳入歳出それぞれ同額の減額補正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。それでは、戸籍住民基本台帳の法改正に伴うシステム改修費の減額についてお答えします。

今回のシステム改修は、附票の情報に関する市町村間通知をオンラインで行わなくても対応できることが判明いたしました。また、契約額の確定により不用額が生じたことによる減額でございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。公営住宅長寿命化計画策定につきましては、公営住宅長寿命化計画策定指針に基づき、1次判定、2次判定、3次判定を行いました。修繕対応、個別改善、全面的改善、建てかえ、用途廃止等に判定するものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（黒水日出夫君） 教育総務課長。小中学校の校舎工事につきましては、国の第3次補正予算に伴う学校施設環境改善交付金事業を活用し、東西小学校及び東中学校の耐震補強工事、外壁改修工事を実施するものでございます。

補助率は、耐震補強が2分の1、外壁改修が3分の1となっており、残りの地方負担額に緊急防災・減災事業債を充当するものでございます。

なお、緊急防災・減災事業債の元利償還金につきましては、後年度において80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。これから、2問目に入ります。

地方交付税の額の問題で、先ほども教育総務のほうから答弁があったと思うんですけども、国は後年度負担を約束して事業をさせてまいりました、これまでです。そのことについても地方交付税は、本来なら国の決めた基準額があるわけですから、その中に算定基準も入れているのかなと思うんですけども、算定基準の中にそれもしっかりと入っているのかどうかということの確認がどうやってとれるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、済いません、モニタリングの問題なんですけれども、これは埋設をする前にモニタリング調査をしているのかどうかということです。そして、結果的に、今、そのような、まだあれは出てきてないということなんですけれども、もう私が心配しているのは、埋設地を私は現場で見たわけではございませんので、テレビ報道、いわゆる町長の報告などをお聞きしてお伺いするから、ちょっとずれてる質疑になるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

例えば、これはいろんな物を、ただ牛だけとか豚だけを埋めただけではなくて、消石灰を含めて、その後いわゆるあんなのを何て言うんですか、シートって言うてもいいんですか、シートを敷いてずっとサンドイッチ方式にやられたっていうことをお聞きしてるんですけども、一体シートは、じゃあ一体何年ぐらいで悪くなるのかと、簡単な言葉で言えば悪くなるのかなと。例えば、空気上に置いておけば、要するに地表に置いておけば何年かで劣化するんですよね。でも、これだったら要するに、地中に埋まっている部分についてはどれぐらいで劣化していくのかなというのも、私たちよく知らない。そして、例えばモニタリングを従前にしていれば違いが明らかになって、いわゆるこんなもんだろうと思うんですけども、事前にもし調査していないということになれば、比較のしようがないと思うんです。それをどうやって比較するのかっていうのは、先ほど水道法なりほかの方法で、そこに、そこより基準、私が問題にしたいのは、従前にモニタリングをしてなければ、ちゃんと調査をしてなければ、どういうふうに変化したのかというのはわからないと思うんです。そして、例えば亜硝酸窒素を含めて、これは当然畜産の糞とかから

も亜硝酸窒素というのは出てくるわけですから、それについても、逆に言えば、今はもう牛とか豚とかがいなくなったわけですから、表面上から地下に流れ込んでいく亜硝酸窒素というのは非常に少なくなってきていると思うんです、逆に。ここ何年かは少なくなると思うんです。それがまた、従前のようにモニタリングをせずずっとふえてきたということになってきたときに、どこでどう判断するのかというのが私はよく理解できないので、そこを私が理解できるような形で説明をしていただけたらというふうに思います。

そしてこれ、もう1つ、交流ターミナル事業について、先ほど契約等は行っていないということでしたけれども、貸付金でしょう、補助金じゃないんでしょう。補助金であれば、補助要綱というのを使って、それを教えてくださいということができるところですけども、人にお金を貸すのに何の契約もしないで黙ってお金を出すのかなというのが1つ気になるわけです。利息は貸金業法の、高鍋町が資格を持ってはございませんので、しかしそのお金でも、例えば、私たちがお金を借りて貸し付けたとします。そしたら、当然借りたお金については利息を支払わなければならない、しかし、相手からは利息が取れないということになるとどうなるのかなというのが非常に気になるわけです。だから、一般会計から貸すのであれば、一般会計から貸し出していきますよということになれば、それ相応のちゃんとした返済の年数、毎月ではないけれども、例えば1年でどれぐらい返済していく見込みなのか。言い方悪いけど、最終的にはお貸下されというふうにはならないか。

だから、ここではっきり約束をしていただかないと困るのは、例えば、今年度も1,800万円貸し付けをしたと、来年度もまた赤字が出たと、きのうからきょうにかけてのテレビ報道見られたらわかると思うんですが、第三セクターで運営しているところの大体40%が赤字と、これから先運営をしていくかどうか非常に厳しいところがあるという報道があったと思うんです。これは、調査をされたみたいなんですけれども、第三セクターに対してのそういう厳しい住民からの目線があるわけです。あそこを利用される人からすれば、いや、続けてほしいと、福祉の問題とかいろんなとか考えても続けてほしいという言葉があるかもしれませんが、でも、全体の予算の枠、いろんなこと考えたときに、固定支出がかなりパーセンテージで上がってきておりますので、それからするとやはり使えるお金っていうのは限られている。それが、補助金なりこういった貸付金で出ていくことによって、非常に厳しい財政運営を自治体が強いられることになるということになると、やっぱり考えていく必要があるじゃないかなというふうに思わざるを得ないわけです。だから、そのところが私、非常に気になるところではあるんです。

そのところ、会議録は司法書士さんに頼んで、これはいつまでにできるかっていうのを答弁してほしいんですけども、やはり会議録を見たりしていきながら、本当にこれ、貸し付けすることがいいのかどうかっていう判断っていうのを、ここ、今しないといけないわけです、正直な話で。本当は、今会議録が欲しいわけです。だから、ただ福祉のために続けてほしいとか、いろんなために続けてほしいっていうの、これは平成23年度の一般会計補正ですので、もうこの場で結論を出さないといけないわけです。これが、平成

24年度の当初予算であれば、十分議論をする時間があるんですけども、そしてまた総括質疑は1人3回までと決められております。したがって、この質疑だけで十分ではないと、基本的には思うんです。

だから、できれば私は、契約等を行っていないと簡単に答えられましたけれども、こんなに簡単に貸し付けしていいものかどうか、町民の皆さんの税金をお貸下されになるんじゃないかという不安を皆さん持っていらっしゃると思うんです。やっぱ新聞に出た以上、そういうふうにしていらっしゃると思うんです。だから、補助金で出すなら出す、貸付金なら貸付金らしく、やっぱきちんとした返済計画を含めた契約を結ばないと。

町の持ち物ではない、あるいは株主総会で運営してる状況があるわけですか。持ち主はこっちかもしれないけれども、持っているのはこっちかもしれないけど、運営してるのは第三セクターで、皆さんで出資していただいて、確におっしゃるとおり今まで黒字になっても1円も皆様にお上げしてないというのも、私も存じております。しかしそれは、株主総会でこれから必要になるだろう施設の改善費を含めた形の中のそういうもので必要だろうということで、出資者への配当というのは行ってこなかった。それも、株主総会で決めてこられたことだと思うんです。それをあえて、今までもらってないから出さないよということにはならない。株主としての責任感が、じゃあどこにあるのか、私は疑いたくなるんです。株主なら株主らしく、やはり配当が出るときには、将来赤字になったときには赤字になったときで考えるけれども、黒字になったんだからこれぐらい配当してくれよと言って、本当は言うべきだろうと思うんです。

じゃあ、将来、逆に言えば、そのときお金を渡しておきさえすれば、こうやって赤字になったときに、町民の皆さんの税金の中から貸付金を出すちゅうことも恐らくなかったらろうと思いますし、配当金をもらっていらっしゃれば、当然施設が傷んだとき、やはり私はここの、だから、めいりんの里の管理運営がじゃあどうなっているのかということも1つは知りたいわけです。説明があったときに、レジオネラのことはおっしゃいませんでしたけれども、そのことについても、私たちは管理体制が悪いから、あんなして2度も出てくるわけです、管理体制が悪いから。

じゃあ、人事管理体制はどうなってるのかと、あそこの仕様はどうなってるのかと、じゃあもうそこができれば、じゃあ株主だけでも行って掃除しようじゃないかと、レジオネラが出たり。そういう気持ちで、やはりしっかりと運営方法を株主総会でしっかりとやってこれなかったことが今回の問題にまで発展してきたんじゃないかなというふうに思うんです。最初は何年間か黒字でしたので、これによってちょっと安心した部分というのも恐らくあったんじゃないかなというふうに思うんです。しかし私、このことは今しっかりとっておかないと、はっきりしておかないと、契約書もない、何もないということには、町民には私はよう説明しません。正直な話言って、皆さんの税金を使わせていただくのに、何年で返済するもちゃんと書いてもないのに、私はできません。

それから、次に移りますが、公営住宅の長寿命化の策定について先ほど説明がありまし

た。よく1次、2次、3次ということでわかるんですけども、大体私たちが知りたいのは今まで公営住宅の建てかえ計画とか修繕計画とかずっと出されて、財政計画も出されてきたと思うんです。それが、公営住宅法が変わりまして、なかなか修繕に充てていく、また建てかえに充てていく費用っていうのが非常に捻出が困難になってきたという状況もありますけれども、古い住宅をやはりまだ抱えているわけですね。とて建てかえたら、例えば舞鶴団地にしてもだんだん古くなってきて、今度は修繕費をもう巨額になっていくと、やはりこれが公営住宅の長寿命化の策定がどういう方向になってきたのかというのは、非常に私は、皆さんの財政を審議する立場にある議員としては、非常に明確にさせていただかないと、住宅ごとの明確化をしっかりと図っていただかないと先が見えてこない、古くても修繕しながら使っていくのか、それとも建てかえをしていくのかということをやはり明確にはっきり出していただきたいと思います。

それから、小中学校の校舎工事については、答弁がありましたけれども、先ほど8割については元利償還金については後から、先ほども言いましたけれども、後年度負担でと。私、この後年度負担というの、すごいくせ者で、最終的に言ってみると、8割はしますよとか7割はしますよと言っても、後年度で負担していただくということになると、これがどこに算定基準があるのかというのが明らかにならないと、なかなか色がついてるわけじゃないからわからないんです。私たちも見えてこない。地方交付税という一括した中で審議をしていかなければならない私たちにとっては非常に、後年度負担分が一応これだけなんだよというところを、やはりどこかで明らかになるような仕組みを提示していただかないとなかなか見えてこない部分がありますので、そのところの答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。国の計算式ですけど、国の、先ほど申し上げましたが基準財政需要額の中に公債費という項目がございまして、その中で計算するようになってます。

今回、学校関係の分につきましては、起債の事業名は緊急防災・減災事業債という起債でございますが、扱いは国の補正予算に伴うものでございまして、補正予算債ということで、後年度交付税で見ますよということになっております。

その分につきましては、先ほど言いましたとおり計算式がございまして、実際の元利償還金の分を計算して入れるということになってますので、それについては全体枠の調整がある場合はあれですけど、算入はされております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。まずはモニタリング調査についてお答えをしたいと思います。

確かに事前の調査はしておりません。埋設後、できるだけ早いうちにその調査を開始を

いたしました。その結果、水道法にいう10項目というのを今から申し上げたいと思います。

1つに一般細菌、これは水道法の基準でいえば100以下の細菌の数であれば飲んでもいいと、それから大腸菌、今の一般細菌のやつで何がわかるかということ、し尿、生活排水、汚水、病原性生物とか、そういうものだそうです。それから大腸菌、これは人や動物の糞尿とかそういう物になるそうです。それから硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、水道法基準でいえば10ミリグラム以下ということで、リッター当たりです。これでは、土壌中の植物体内、たんぱく質等の有機物に含まれる窒素分は時間とともに亜硝酸態窒素から硝酸態窒素に変化していきます。その調査をするということです。それから塩化物イオン、これはリッター当たり200ミリグラム以下、それから有機物、これがリッター当たり3ミリグラム以下、これもそういう動植物の由来の有機物が出てくればそれでわかると、それからpH、これは5.8以上8.6以下、それから臭気、異常でないことと、これは人間の五感によるというところでございましょう。それから味についても同様な発想、それから色度で、水道基準では5度以下ということで、これも有機物等が混入すると色が変るといようなことです。それから濁度、それから今までの10項目に加えて5項目ほど今度の埋設にかかわりましてふやしております。中でも電気伝導度それからカルシウムイオン、それから硫酸イオンなどが入っております。御指摘のありました石灰につきましては、カルシウムイオンが増加するというようなことをございます。それから、電気伝導度につきましては、有機物、腐敗物、そういうものが確認できるというような形で、地域住民の方に水道の変化について、逐次その調査が終わり次第、郵送をしておいて、その内容について同じ紙を配布しながら説明をしておるところでございます。

それから、シートの劣化についてでございます。

確かに光に当たりますと、あのブルーシートは1年か2年ぐらいで劣化していきまして、ぼろぼろの状態になると思います。地中に埋めますと、その劣化速度は相当おくれるというふうに考えておるところでございます。どのくらいたつたらなくなるかについては、少し勉強不足で存じておりません。

それから、温泉の貸付金についてお答えをしたいと思います。

議員の御指摘、御心配はもっともなことだろうと、考え方としてあると思います。今回の貸付金に当たりますが、私ども事務方も苦渋の決断をお願いをするところでございます。貸付金については、要綱等を制定して貸し付けを行いたいと、当然ながら返還時期、そういうものについても記入したもので、そういう形をとりたいというふうに考えております。

返済の「貸下され」というお話がありました。貸し付けをしていただくに当たり、それなりの経営ができるかどうかということの検討をいたしております。現在、大ざっぱな話でございますけれども、月に1万円の入湯税を払う方の、1万人以上のお客様があればその収入をもって払えるであろうというような想定をしております。現時点で、入湯税を払

わない方も含めて15万人程度のお客様になると、今年度も考えておりますので、町に対する返済はできるものと考えております。

確かに、天候だとかレジオネラ菌だとか、いろんな社会の情勢にもよって経営状況というのは本当に影響を受けて変りやすいものがございます。それらに負けないような経営努力をして、御心配のないように経営を進めていくよう努めていきたいというふうに考えております。

1点だけ、レジオネラのお話がありましたけれども、これにつきましては、高鍋温泉めいりんの湯の泉質に由来するものでございまして、他の温泉と比較にならないほどの多くの有用な物が含まれております。それと同時に管を詰まらせたりすることによってレジオネラ菌の繁殖しやすい状態もつくってしまうというようなことがございます。管の中を清掃したりするのが、とてもあそこにおる職員やアマチュアの方ではできないようなことでございます。特殊な清掃の仕方とかの必要性がありますので、そういう意味で、なかなかレジオネラ菌については困難な状況があります。これがまた食中毒とかでしたら、職員の衛生管理の悪さだとか、そういう御指摘もごもっともだと思いますけれども、レジオネラ菌だけにつきましては、高鍋の温泉の場合につきましては、そういう困難な状況があるということを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。先ほど住宅ごとの明確化ということ、御質疑がございましたけれども、公営住宅長寿命化策定業務委託を発注いたしまして、2月末に成果が出てきたという状況でございます。その成果を踏まえまして、内部検討、各関係課に検討をして、将来建てかえとかそういうのが出てくるのではないかと思いますので、いましばらくお待ち願いたいと思います。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。先ほど私は、ちょっと違うと思うんです、答弁が。産業振興課の交流ターミナル事業についての貸付金については要綱を決めてというふうにおっしゃったんですけど、私が一番心配してるのは、入湯税で何とかなるだろうと、返せるだろうと、でも逆に言えば入湯税を取らないということは、それだけ高鍋町の収入が減るということですよ。高鍋町の収入が減って向こうが返せるだろうと、だからまあプラスマイナスゼロだと、極論を言えばです。プラスマイナスゼロ、逆にめいりんの里にとってはプラスになるかもしれないという状況があると思うんです。それはそれでよろしいと思うんです。だけど、これが、例えば、今年度で終わるのか、貸付金が。今年度で終わるのか、大丈夫なのか、後が問題。後がどうなってるのかなって、やっぱり3年先、5年先、毎年赤字やから貸してくれ、じゃあ入湯税は取りませんということに、これからずっとなるのであれば、それはそれでやっぱりもう一度考えていく必要があるんじゃないかなというふ

うに思うんです。

先ほど、レジオネラの問題もおっしゃいましたけど、これは従業員が管理するしないの問題じゃない。もうそれは、確かに当初は管も新しいし、いろんなところも新しいからわからなかったことだと言いわけをしまえばそれだと思うんです。しかし、お客様に提供している温泉である以上、だれがいいか悪いかは問題じゃない、どこがいいか悪いか、言いわけができるかできないかの問題じゃなくて、ここの管のつくり方がおかしいからこうなってるんですよって言いわけしながらレジオネラを出すんですか。違うでしょう。そんな言いわけなんて住民の皆さんには通用しないし、利用されてる人には通用しません。そんなこと言ったって、みんな管理が悪いからだと思うわけです。

だからそういう、悪いけど、私、言いわけをしてほしくない。だったら、管の管理もお金がかかってもちゃんとすべきでしょう。そういう問題があるというのであれば、お金がかかっても年に1回とか年に2回、必ず管の清掃をするとか、それが物すごい大きなお金になって、これはもう大変といったら、それは株主総会で皆さんにお集まりいただいて検討していく、これが最善の方策じゃないかなというふうに思うんです。もう古くなったから、管でレジオネラが発生すると、だからおふろで発生しているわけではないんですよというふうに言われたにしても、それは管で発生するのであればもっとたちが悪い、逆に。清掃してなくなるレジオネラであれば、それは従業員の皆さんに頑張ってもらって発生をとめることができるけれども、発生しますよって言うちよるのに、管の問題で発生しますよと言われちよるのに、そこにやっぱ怖がって行きませんよ。もし、万が一これで、どこの自治体とは申し上げませんが、死亡者が出たりしてごらんない。もうとたんに打ち切りです。そんなことは、私、もちろん議場でそういう答弁されるとは、もう正直な話予想だにしていなかったことで、まさかそういう答弁が返ってくるとは夢にも思わなかった。管が悪ければ、私だったらやっぱり管の清掃をしていく。お客様には、ちゃんとレジオネラがない温泉を提供していく、これが当たり前のことであって、当たり前のことじゃない、提供できないとわかってる温泉をこれからずっと引き続きやるんですか。そっちのほうが問題ですよ。今の問題を答弁された以上は、これは皆さんもこの放送を聞いていらっしゃるよ。温泉に行かれる方もいっぱい。「えーっ、ありゃあ掃除が悪くて出たっちゃなくて、管で出るっちゃげなって、ほんならいつでん出るわよね」という話になったらますますお客さんが、来ていただく方が用心されるじゃないですか。私、まさかそういう答弁があるとは、ここを今殴られたような気分で、ちょっとショックであれなんですけど。本当に管が悪くてレジオネラが発生する要因がそこにあるのであれば、一時やめてでも、管をつくりかえてでも運営していくのか、どうするのかということをしつかりと理事会で話し合っていくべきでしょう。びっくりしましたよ、私。レジオネラが発生するのは清掃のせいじゃないと、管のせいだと言われたとき、もう私、言葉を失うほどでありました。

だけでも今、3回目の質疑をしているからちょっと長く言いますが、非常にそこ辺の

責任の所在が明らかでない。明らかにしてください。それがわかったのはいつですか。わかった時点でとめるべきです。レジオネラが管で発生するということがわかっていれば、これはもうとめるべきです、温泉を。とめなきゃいけない。発生するのがわかってとめなかったらお客さんに対して申しわけない。事故があった後で、あのときとめときゃよかったねっていうことには絶対ならない。今、管で発生するちゅうことが明らかになった以上、私は、やっぱ半年なり何なりお客様にちゃんと申しわけないとおわびをして、運営を見送るべきだと思うんです。改善されないと、そこが改善されなかったら怖いでしょうが。私は怖い。何らかの器具でやっぱり発生すると、前のレジオネラが発生した要因というのもある機械が要因だったと言われてるんですよ。だけど、その機械は全国至るところでつけてあったけど外しましたよね。だから、その機械が原因で、機械ちゅうか、管が原因であればやっぱりそれがわかっているのであれば、わかって運営をしてきてるちゅうのは、これはもうお客様に対して、もう申しわけないどころじゃ済まない。発生する原因がわかっているのに、それがとめられないわけだから、管の清掃もしてないわけだから。こんなことってありますか。穴があいちよるってわかちよるのにそれを補修しないでいたら、そこにもし何か車が落ちたりしたら、通行どめにしないでしたらどうですか。危険でしょう。道路に保険がかかっているからいいですよって言うんですか。違うでしょう。お金の問題とかそういう問題じゃない。発生する原因がわかっているのであれば、それが人的なものでない、普通の常日ごろの清掃の問題とかではない、問題であるということが明らかになっている以上、どうでしょうか町長、やっぱり運営をしばらくやめて、ちゃんと清掃する必要があるんじゃないかと思うんですが、町長はいかがお考えですか。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今、中村さんが言うておりますが、レジオネラが出たのは事実でございますが、連絡がありまして、すぐに閉めまして、そして業者を呼びまして、原因っていいですか、方法を、洗う方法とか、それから給湯する方法等を変えて、今運営しております。その清掃をしまして、大丈夫ということを確認いたしまして、そして、お客さんにもちゃんと説明しまして、そして、営業しているわけでございますので、今言われたように、発生したから半年をとめろとかじゃなくて、すぐさま清掃して消毒をして、そして立派な、何といいですか、管路で流しているということでございますので、その辺は議員の御心配はごもっともと思いますが、大丈夫と私は思っておりますので、早目早目の点検そして清掃をしながら、消毒しながら進めておりますので、私は大丈夫とっております。

○7番（中村 末子君） 議長、答弁が違う。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。先ほどの2問目の御設問の中身の、私のほうの聞き取りの違いがありまして、対応の仕方、清掃の仕方、そういうものにつきましては、当然先ほど町長が申されましたとおり、2度目のレジオネラ菌の発生を受けて、消

毒の方法等を変えて現在実施をしております。

ただ、これは職員ではできるものではなくて、委託をして、そういう機械器具等を投入しながらやっておる、現実的に現状をやっておるといってございませう。

それから、レジオネラ菌があったとかいうのは、職員が定期的に日に数度の検査を行っておりますんで、その中で自主的に見つけて、保健所に届けてそういう形をとったものでございませう。

それから、1番最初に貸付金が今後というお話がありました。運営委員会の中でも、そういうことのないようにと、再度の貸し付けを受けることのないようにというようなことで検討をしておるところでございませう。

以上でございませう。

○7番(中村 末子君) 議長、先ほどの産業振興課長の答弁と、私の聞き間違いでなければ、今のは違うよ。

○議長(山本 隆俊) しばらく休憩します。

午前10時53分休憩

.....
午前10時55分再開

○議長(山本 隆俊) 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長(長町 信幸君) 産業振興課長。管のつくりの問題ではなくて、泉質のお話をしたところではございませう。泉質によって管の中にそういう物がつきやすいというお話をしたつもりでございませう。

○7番(中村 末子君) それだったら、なお問題やがねということ。

○産業振興課長(長町 信幸君) それで、そういうことでありますから、消毒作業について新たな方法を設定してやってるということではございませう。

○7番(中村 末子君) 議長、私が聞いちよるのは、だから、もともとレジオネラが発生するものだと。

○議長(山本 隆俊) ちょっとしばらく休憩します。それでは11時まで、5分間ですけれども、休憩したいと思います。

午前10時55分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長(山本 隆俊) 再開します。

産業振興課長の答弁の中で、ちょっと誤解しやすいような答弁でございましたので、再度産業振興課長の答弁を求めます。

○産業振興課長(長町 信幸君) 産業振興課長。大変申しわけありません。説明のしようが悪かったというふうに思っております。

めいりんの湯の泉質につきましては、有用な物がたくさん含まれておるすばらしい泉質だということをお話をした上で、そういう物を流れる管等を含めて、消毒については先ほど町長が申されましたとおり、高濃度二酸化塩素というものを高圧で管の中に注入をして消毒を毎週行っております。そういうことで、お客様には安心して入っていただける状況を今つくっております。

以上です。

○7番(中村 末子君) 議長、答弁が違うっちゃったからよ、もう1回私の質疑を許してください。全然さっきの答弁と違うがよ。さっきは泉質の問題と言ったから、私はそれを言ったけど、答弁が違う、ここを、逆にここの答弁を撤回しますもないし、課長が、産業振興課長がさっきの答弁の撤回を言っとらんし、間違いないちゅうことね、さっきの答弁。

○議長(山本 隆俊) 今の答弁で。

○7番(中村 末子君) いや、だから先ほどの答弁を削除していただいてっていうことであれば、さっきの2回目の答弁になるんだったら、私、3回目の質疑が許されて当然じゃないかなと思って。

○議長(山本 隆俊) 中村さん、ちょっと休憩します。

午前11時05分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長(山本 隆俊) 7番、中村末子議員。

○7番(中村 末子君) 先ほどの答弁とはやっぱり違うわけです。私は、管理体制に不備があったんじゃないかということをおし上げたわけです。総合的に考えたら、一番最初に管理体制に不備があったと言っていたら、先ほどの泉質の問題とか云々てのはなかったわけです、全然。答弁していただかなくてもよかったわけです。でも、その管理の仕方が、専門家でないで管理できない分野であるということをおしやればよかったわけです。でも、それをいろいろ言われるからこっちも誤解をし、泉質云々の言われるから、泉質が悪いと言ったんだから、もうそれはとめるべきじゃないかと、レジオネラが発生しやすいとか言ったものだから、だから管のつくりが悪いのであれば管のつくり方を変えてちゃんとするようにせんにやいかんじゃないねということをおしやればよかったわけです。そうでしょう。そして、管理体制が従業員でできるようなものでなければ、例えば、専門家を、先ほど言われましたけど、何でじゃあ毎月ちゃんとしてたのなら、何でレジオネラが発生したのかと、先ほどちょうど傍聴に来られてた方とも話したんですけど、レジオネラが出てるところは家族ぶるとか、そういうところ、滞留する、いわゆるかけ流しでずっとやってるところからは出てないというお話を、私も聞きに行ったんですけど、レジオネラが出たときに、だから、どうしても滞留するところでいかんかという話もちょっとされてた方もいらっしやったから、それは私にはわかりません。滞留してるのかどうかというのわかりません。だから、使う人が少なければ当然滞留する部分もあると思

います。それは理解できますよ、だからそういうもので、常に使わなければやっぱそこにたまっていくやろなど、かけ流しでば一っつと行ってる部分であれば大丈夫だろうけど、例えば、家族ぶろであればかけ流しでずつと行ってないのかもしれないし、それはわからない。私も家族ぶろ入ったことないからわからないんです。だから、そういうところの状況をしっかり説明していただかないと、誤解を与えるような答弁になると、住民の人たちは、これを聞いていらっしゃる住民の方たちは危ないなど、管理体制が十分じゃないなどというふうに思ったら恐ろしくて行きませんよというのが最後の質疑だったんです。だから管理体制っていうのをこれからどうするのかっていうことをしっかりと答弁していただければよかったですよ。だから、町長が答弁されたことで合うわけです。だけど、前の答弁だったら合わないわけです。

だから、管理体制が悪かったじゃないかって言うたら何か自分たちが悪いって言われたように聞こえたのかもしれないんですけど、やっぱり管理体制が悪かったと、でも、いつも検査してるけど何でかなって思ってよくよく検査してみたら、こういうところがやっぱこういうふうになってたという説明をされたんだらうと思うんです。でも、それがわかった時点でこうしましたよということ先ほど町長は言われたんだらうと思うんです。それも、流れがスムーズじゃないから、S管かL字管か何かわからないけど、とにかくあっちこっちに答弁が飛ぶからわけがわからなくなる。

私は、だからもう一度ちゃんと確認します。レジオネラが発生しやすい泉質なんですか、違うんですか。管理体制で、ちゃんと専門家が入って管理すれば大丈夫なんですか。そこだけ、これから以後レジオネラが発生するということはないんですか。それを確認したかった、それが一番、やっぱり私の一番聞きたかったところ、よろしいでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。昨年発生いたしましたレジオネラ菌については、かけ流しの家族ぶろから発生をしております。その前の発生については、大浴場2つの、大浴場のほうから発生をしております。私どもの職員もそうでありますけれども、かけ流しだから大丈夫であろう、それは保健所も同様な判断をしておりました。ところが、そこから今回は発生をしたというようなことでございました。

そこで、洗浄の仕方について、先ほど申し上げたような薬品を変え、そして圧力を変えて消毒を行うことと、毎週消毒を行うことといたしました。これにより、今考えられる限りはレジオネラが発生するようなことはないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。1点だけ伺いたいと思います。

今、問題になっております交流ターミナルセンターの貸付金ですが、先日宮日報道によると、この1,800万円の償還は入湯税を免除して3年間で払うというふうに報道されました。先週の町長の説明においても、今の産業課長の説明においても入湯税において払

うと、償還するというふうに聞こえました。

そこで、入湯税を免除するということになれば、当然、納税者である一般住民、入湯する人の税金を免除するのであって、そうであれば150円引くから、条例で定めております入湯料500円というものに対して条例改正をして350円とするのが妥当ではないかと私は思うんです。であるにもかかわらず、本議会においては条例改正案が出てない。その問題です、1つは。どう考えればいいのか。

それと、これ、3問しかできませんので、一遍にいいますが、24年度当初予算案の予算の概要の中で、入湯税が前年度比からして1,900万円減額というふうに明記されておりますが、めいりんの里に償還金として入湯税を減免するということですよ。24年度の当初予算にも、償還金600万円と計上してありますので、新聞報道にありましたように3年間で1,800万円返すんだなということが伺えます。

そこで、1,900万円、前年度比です、から1,900万円減ると、当然めいりんの里には償還金以上のものが入ってきますわね、当然。1,300万円程度プラスになりますわな。そこで、双方代理の利益相反という問題が起こってくると私は思うんです。町長と、めいりんの里の社長は町長ですから。明らかに双方代理の段階においては利益相反を伴わないとできないというふうに解釈されますので、今回は明らかにめいりんの里は特別徴収義務者であって納税者じゃないですね。そこからすると、明らかに利益相反が生ずると思いますが、生じないということであればその根拠を伺いたいと思います、まず。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。入湯税に関しましての所管が私どもですので、お答えします。

多岐にわたっておりますので、それぞれの部署でのお答えになるかと思っておりますけれども、まず、新聞報道の中の記事、恐らくあの記事で見ると、入湯税を減免をして、減免ではなくて課税免除なんですけれども、その分を借入金の返済に充てるという文言等から町民の方が誤解をされるんじゃないかっていうそれについての御指摘だろうと思っておりますので、まずそもそもおっしゃるとおり入湯税、国保税なんかと同様に目的税ですから、その用途が特定されて徴収される税で、温泉源の施設とか管理とか観光の振興のために要する費用、それに使うっていうもので、当然でございますけれども、それで、ここで誤解されるのは、入湯税はもちろん入湯料金に含めて入湯客に課税してきたもので、これ、もうおっしゃるとおりなんですけれども、温泉施設に課税するわけではありませんから、課税免除した後、例えば、もしお客様が支払う入湯料金に変更がなかったとした場合には、当然税は含まれていないこととなります。免除以前に入湯料金に含まれていた部分、金額の部分でいきますと、その金額が施設収入になったとしてもその用途を制限する権限というのは町にはございませんし、当然運営資金にお使いになるかというのは、それはもう施設の判断になるかと思っております。税に関する部分はその程度であると思っております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。利益相反の件につきましては、今回のこの要請を行うに当たりまして、株主総会におきまして、児湯農業協働組合の組合長さんを当事者として要請をしておるところでございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。税務課長、私は、入湯料の条例がありますね。条例、500円と。それで、今回は新聞報道ではないんですよ。町長並びに課長が入湯税を免除するということをはっきり言っとるやないですか。ということは、入湯料を150円下げたためには改正せないかんとじゃないですか。当然、課長が言われるようにめいりんの里が使うことは勝手じゃの、そんな理屈は通らんとおもいますよ。条例に基づいて、町は行政を行われちよるし、納税というものは条例に基づいて行われるわけじゃから、それはおかしいと私は思います。

それと、利益相反、これを出した段階において、まだ町長、現在社長でしょう。これは、我々は、ほんなら何ですか、この議会に出された段階において、その後社長が児湯農協の組合長にかわるからということでもいいんですか。この現状において判断せないかんわけです。だから、現状、ここの今の段階においては双方代理が成立すると、存在するということになるんじゃないですか、厳密に言えば。でしょう。株主総会関係ねえですがな、この議案が通らんといかんわけじゃから。議案を出した段階において双方代理が存在しておるんじゃないかと聞いておるんですよ、私は。でしょう。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。条例をおっしゃいますけれども、確かに今回課税の免除ですよ。免除をしようとする、どういう根拠に基づくかといいますと、高鍋町の税条例142条、これの第4号に該当させて入湯税を課税しないというふうにしてるわけです。議員のおっしゃる500円っていう云々っていうのは、恐らく私ども税に関しましての管理でございませぬけれども、交流ターミナル施設の、施設及び管理に関する条例のことじゃないかと思えます。税に関しましては、当然その第4項に該当するという判断をするわけですから、それが町がするという事ですので、それによって減免をするということなんです。何らここで税条例に関しての改正もしくは訂正、追加する必要ないというふうな判断をしています。

○7番（中村 末子君） 議長、法律問題も関係するから、ちょっと執行部で話し合ってもらって、弁護士もいるでしょう。弁護士にも確認してからにしたら。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前11時25分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。先ほど御指摘の民法108条自己契約及び双方代理ということで、そのことに関しまして24年2月14日に株式会社めいりんの里の第12期臨時株主総会及び取締役会を開催しております。その中の議事で、第1号議案株式会社めいりんの里経営状況の報告それから第2号議案で未払い金の清算について、第3号議案で利益相反取引に関する特別代理人の選定、民法第108条ということで、取締役会並びに株主総会を開いて承認を得たところでございます。

会社法によれば、第356条の競業及び利益相反取引の制限というところで、「取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない」と、356条の1に「取締役が、自己または第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき」、2に「取締役が自己または第三者のために株式会社と取引をしようとするとき」というような部類に該当するので、取締役会において特別代理人の選定を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。3問しか質問できませんから、最後です。

課長の説明であれば、それはもう民法に沿った至当なやり方であろうと思います。それがしてあれば、相互代理という問題は解決しますけども、今議会においては、我々サイドにおいては、先ほどから中村議員も言われておりました会議録というものの提出がなく非常にわかりにくい、全然わからん、課長が言っただけで信用せよと言われてもどうしようもならない。これはもう、開示してもらった必要があると思います。

それで、結論的に言うと、税務課長、田中課長も言われましたように、今回は免税はして、入湯料はめいりんの里の勝手ということで500円と、ひいては免除において高鍋町には約2,000万円相当の入湯税が入らないということになると思うんです。それで、約2,000万円相当はめいりんの湯の所得と、値上げにおいて所得ということになると思うんです。それがめいりんの里の管理運営費に充てられるということであろうと思うんです。先ほど1問目の質問で申し上げたように、宮日報道においては貸付金は入湯税において償還という記事は、これは間違いであったということになると思うんですが、そこ辺はどのような見解でよろしいのでしょうか。

議長、ちょっといいですか。

○議長（山本 隆俊） はい。

○6番（池田 堯君） 今、会議録の開示を求めたんですか、双方代理という重要な問題、違法状態云々ということになりますので、課長が言われた会議録を採決前に全員に提出をしていただかないと採決に臨めないと思うんですが、いかがなものでしょうか。開示を求めます。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午後 1 時05分休憩

午後 1 時10分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。入湯税を扱います税務課としましては、確かに毎年 2,000 万円弱、ことしの予測は 1,800 万円ぐらいでしょうか、その金額が落ちるというわけですから、当然そういう面では非常に残念に思います。

先ほどの最初の答弁にも申し上げた部分なんですけれども、この記事の、恐らく 1 文章、入湯税についても来年度以降は全額減免、これは減免じゃなくて免除なんですけど、を求める考えで、その分を借入金の返済に充てるという部分じゃないかと、この部分が間違いといいたいまいしょうか、誤解を受けるんじゃないかというところでの御質疑だろうというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、あくまでもこれは新聞の記事では理解、文章の理解度によって大分違うと思っておりますけれども、これで見ると確かに借入金の返済に入湯税を充てるというような文言に聞こえますけれども、実質の真意としては、恐らく先ほど申し上げました入湯料の中で、今までその中に入っていた入湯税分がなくなったとしましても料金が変らなければ、その分については施設のほうで運営資金に回す、借入金の返済金に回しても、それは我々は何も言えないというところで当初の、最初の発言には申し上げたところでございます。税に関してはそういうことでございます。新聞記事の中の誤解を受けるような部分であるのかなという気もしておりますが。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。入湯税につきましては、入湯料の中の 500 円のうちの 150 円をいただいているというようなことでございます。入湯税が免除されるとなると、150 円は実質的に入湯料としてめいりんの里に入ってくるということになりますので、そういう意味合いでは値上げということが妥当だというふうに思います。

以上でございます。（発言する者あり）

申しわけありません、会議録につきましては、調整が済み次第開示をしたいというふうに考えております。現時点ではできておりません。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午後 1 時13分休憩

午後 2 時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

準備にしばらく時間がかかりますので、日程変更が必要なため、しばらく休憩し、ここ

で議会運営委員会を開きたいと思います。正副議長室でお願いしたいと思います。しばらく休憩しますので、15分から再開したいと思います。

午後2時00分休憩

午後2時20分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） 8番。御報告申し上げます。先ほど、正副議長室におきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

日程第1、議案第1号の審議途中ですが、資料等が不足して、その準備にしばらく時間を要しますので、変則ではありますがここで日程第1の審議を中断し、日程第2から日程第25までの審査を先に行うことで、出席委員全員意見の一致を見たところであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

以上です。

○議長（山本 隆俊） お諮りいたします。変則ではありますが、日程の順序を変更し、日程第2、議案第2号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第25、請願第1号若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願までを先に審議し、その後に日程第1、平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）を審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第2、議案第2号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第25、請願第1号若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願までを先に審議し、その後に日程第1、平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）を審議することに決定いたしました。

日程第2. 議案第2号

○議長（山本 隆俊） 日程第2、議案第2号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。出産育児一時金について、8名分の増額がなされているようなんですけれども、出産総数の増加に当たるのか、それとも増加なのかということ。

また、政府は、この一時金について、負担を地方自治体に押しつけているんですけれども、その問題について町長はどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

基金への積み立てについて、総額はどのようになっているのか。これが、平成24年度

の保険税にどのように活用されていくのか。予算書を見ると、5,000万円の流用にとどまっているんですが、このことについてどのようにお考えでしょうか。

また、国の地方自治体ごとの管理から経営の一元化を図る予定のようです。それによって国保税はどうなるのか、試算をされているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

出産育児一時金の増額についてであります。増額は、出産総数が増加したものであります。

また、負担につきましては、出産育児一時金が引き上げられた平成21年10月から激変緩和措置として費用の一部を国が補助しておりましたが、来年度から廃止されることとなります。国が引き上げに関して一定の配慮をしたことや、近年の出産費用増加の現状を考慮しますと、保険者負担の増加はやむを得ないものと考えております。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。積立基金の総額についての御質疑でございますが、平成23年度決算見込みは4億391万2,383円となっております。

平成24年度保険税への活用については、次年度も税率引き上げを開始するため、5,000万円の基金を取り崩して予算を編成いたしました。今後も条例に定める保険給付費の12分の3、約4億円の残高を維持してまいりたいと考えております。

次に、県一元化に伴う保険税の試算についてでございますが、現状で国保税を試算することは不可能でございますが、1人当たり保険税が県内で3番目の当町につきましては、一元化により現時点では予測ではございますけれども、下がるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第2号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第3号

○議長（山本 隆俊） 日程第3、議案第3号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。負担金の見込み額は不足しないのかどうかということを確認したいと思います。

また、昨年より療養費はどのぐらいの率で増加しているのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。お答えいたします。

まず、負担金見込み額は不足しないのかという御質疑でございますが、本年度の負担金額は確定でございますので、不足が生じることはございません。今後、過不足が生じた場合につきましては、次年度に清算するということになっております。

次に、医療給付費の伸び率についてでございますが、昨年度と比較して5.13%の増加となっております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。5.13%の率で増加してるとのことなんですが、この主な疾病の要因というのはどんなものがあるのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 疾病の要因につきましては手元に資料がございませんが、特別委員会の中で報告させていただくことでよろしいでしょうか。

○7番（中村 末子君） 特別委員会ないよ。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） あ、特別はないのか。（笑声）（発言する者あり）

○7番（中村 末子君） 後で資料ちょうだい。

○議長（山本 隆俊） 後で。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 済いません。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第3号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第4号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、議案第4号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。補償補てんについて、上水道管の布設がえ減少とのことだったのですけれども、具体的にはどのようなことになっているのか、また、徴収漏れの分について、今、どのぐらいまで進捗しているのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。水道管の移設補償につきましては、地下埋設のため、仕切り弁等の位置を把握し、おおよその水道管移設を想定し計上しております。

下水道工事の前に試掘調査を行い、水道管に影響のないように施工したことにより、布設がえが減少し、補償補てん及び賠償金を減額させていただくものでございます。

次に、未請求事案につきましては、今年度9回の町内外の徴収を行いました。また、4月よりコンビニ収納が可能となったため、納付書を再発行し、収納の利便性を高め、収納率の向上に努めました。

3月5日現在、対象者179名中107名の方に完納していただき、9名の方が分納中であり、6名の方が行方不明であります。57名の方が未納となっております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。1番、水町茂議員。

○1番（水町 茂君） 今、徴収漏れ分の答弁をいただきましたけれども、もう何年たちますか、これ。もう4、5年たつんじゃないかなというふうに思いますが、本当に取れるんですか。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。現在のところ、すべて徴収すると努力しているところでございます。

○議長（山本 隆俊） 1番、水町茂議員。

○1番（水町 茂君） 前にもそういう形で取ります取りますと言っておいて、なかなか取れない。23年度は幾らか、364万円か、残が残って、今回この滞納繰越分の中にも入ってるんですか、これは。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。本補正予算の滞納繰越分の中に51万8,131円が入っております。

○議長（山本 隆俊） 1番、水町茂議員。

○1番（水町 茂君） 51万円ということですが、ということは、この364万5,000円から51万円引くとまだ相当あるわけですね。この徴収漏れを、今徴収に当たってるということでもありますけれども、私は恐らくこれは取れないだろうと思います、難しいと。それで、不納欠損で落とす考えはあるのかなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。21年からで26年の1月で時効を迎えることとなります。それまで、それまでといいますか、回収に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第4号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号

○議長（山本 隆俊） 日程第5、議案第5号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。本当毎回のようにお聞きしてるんですが、システム改修費、これについては一体いつまで出し続けていくんでしょうか。制度が、確かに変わるたびにずっと出し続けていかなければならないのかと思うと、本当にどうにかならないのかと、この費用だけでもなければすごく保険料の減額も図っていくことができるんじゃないかなと思うんですが、一体いつまで出し続けるんでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。システム改修費の問題でございますが、議員御指摘のとおり毎回介護報酬改定が行われるたびにシステム改修費用が発生をするということございまして、今後も3年に1度は必ず改修がございます。その間の年度にも介護保険制度が改正があれば、システムに関することについての改修が必要になりますの

で、制度がある限りは続いていくものというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第5号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第6号

○議長（山本 隆俊） 日程第6、議案第6号平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） この清算金については5年間で、私、終了する予定だと記憶しておりますが、清算金未納者は今何世帯あるのか、また、その方々の未納の原因はどこにあると検証されているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。3月5日現在でございますけれども、1名の方が未納でございます。

また、未納の原因につきましては、生活困窮にあると考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 生活困窮者であるということは、入らないということです。この予算を続けていくんですか。どうなるのかなと思って、この生活困窮者であるからということで、支払いが免除できるような制度とかはあるんですか。多分ないと思うんですが、このことについてはどう対策を立て、どうしていくのか。ずっとこの会計を続けていかなければならないということになると、非常にまた約束した年月とは違う年月になりますので、どういったことになるのかなと、その辺は法的にわかりませんが、やっぱり約束した日時っていうのはしっかり守っていくのが筋道じゃないかなというふうに思いますので、どうお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。1名の方なんですけれども、1回分の未納

でございます。金額にしまして13万9,000円ということになっております。生活困窮者ではございますけども、なるべくお願いして納付していただくように努力したいと思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第6号平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第7号

○議長（山本 隆俊） 日程第7、議案第7号平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。基金積み立てがあるんですけども、現在合計高は幾らあって、また、その利用について参加自治体での話し合いはどうなっているのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。今回の補正予算での計上分を含めると、平成23年度末で1,094万2,000円になります。

また、基金の状況は、毎年開催する関係市町連絡調整会議の中で報告をしておりますが、基金については雑用水として独自に配管を所有するという大前提がありますので、具体的な検討をしておりません。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第7号平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第8号

○議長（山本 隆俊） 日程第8、議案第8号平成23年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第8号平成23年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第 2 1. 議案第 2 1 号

日程第 2 2. 議案第 2 2 号

日程第 2 3. 議案第 2 3 号

日程第 2 4. 議案第 2 4 号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第 9、議案第 9 号町道路線の廃止についてから日程第 2 4、議案第 2 4 号平成 2 4 年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上 1 6 件を一括議題とし、1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第 9 号町道路線の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 1 0 号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。
7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 7 番。議案の説明のときに寄附採納という言葉が出てきておりますけれども、具体的にはどのような内容であるのかということです。

また、寄附採納していただく際の基準というのはどのようにしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。今回の寄附採納は宅地分譲によります道路が新設されたものでございます。

次に、寄附採納の基準でございますけれども、道路幅員 4 メーター以上、道路舗装並びに排水溝が整備されていることを条件としております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 7 番。このときに、例えば、行きどまりになっているところなんかは寄附採納としては受け取れないということは、基準には先ほども答弁としてはなかったんですけど、その辺のところは回遊してる道路とかいうあれは設けていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。一応、行きどまり、袋小路ですか、そういう舗装されていても行きどまりになってる道路については、一応寄附採納を見送っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第 1 1 号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質

疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。この中を見てもみると、審議会、協議会等の委員の数とか、そういうものの改正とかいうことが書いてあるようなんですけれども、審議会とか協議会等の運営は期待どおりに運営されているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（三嶋 俊宏君） 社会教育課長。各審議会等は、年1回以上開催しております。それぞれ貴重な意見をいただいております。例えば、公民館運営審議会では、公民館教室に新規の教室を参入するための運営方法に対する意見、また、図書館協議会では明倫堂教科書等の積極的な公開、図書館ボランティアの積極的な活用の提言、美術館協議会では学校への移動美術館や、遠足に合わせて美術教育の実施などの学校教育との連携についての提言、歴史総合資料館運営委員会では、新規の資料収集や企画展示内容についてなど貴重な提言をいただいております。これらの提言を最大限尊重して各施設の運営を行っているところでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第12号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。徴収嘱託員の仕事の内容が幅広くなるようなんですけれども、徴収率はどのように変化するとお考えなのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。確かに、新たな呼称であります町税等徴収嘱託員、この嘱託員が徴収すべき税等の科目数というのは確かにふえることとなります。

ですが、担当してる滞納者の方が、意外と重なっておられる方がいらっしゃいますものから、それほど相当に滞納者数がふえるものではないと思っております。これまで、同一の滞納者を担当しております科目ごとに存在しました数名の嘱託員を1名に集約したものというふうに御理解いただければというふうに思います。

それから、そのことによる徴収率の変化という御質疑ですけれども、徴収する科目がふえることによる税務課の業務処理の仕様、これをしっかり逆に定着させるほうがまず重要かと思っております。これまでのそれぞれの科目の徴収実績を下回ることがないように、嘱託員だけでなく職員全員で努力していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。これは、直接条例改正についての質疑ではないんですけれども、実は障害を持っておられる方から、私たち障害者は何か害をなすんでしょうかというお言葉が厚生労働省のほうには寄せられ、障害者の明記の仕方が、「害」という字が平仮名に今は変更になっているところがございます。これについて、字の変更をするつもりがあるかないか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。障害者の表記につきましては、御指摘のように漢字による表記と「害」、障害者の「害」の字を仮名で表記する方法がございまして、現在障害者に関する条例等は漢字による表記にて取り扱っているところがございます。

県の障害者に関する条例等につきましては、漢字による表記がなされておまして、要綱等が徐々に仮名表記になっているところがございます。

今後、県や県内の自治体の表記のあり方を見ながら変更について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第15号高鍋町介護保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。これも、保険料の問題ですので、ちょっと直接関係ないかもしれませんがもしもなくても、私、基金が幾らあるのかと、それをちょっとお聞きして、それを使えば保険料をこれほど引き上げなくても済むんじゃないかということを質疑したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

介護給付費準備基金は、平成23年度末残高を約2億2,000万円と見込んでおり、第5期計画期間は、緊急時に備え9,000万円を留保し、残額の1億3,000万円を取り崩し、介護保険料上昇分の補てんを行うこととしております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。この引き上げによって、大体県内ではどのぐらいの位置の保険料になるのか、大体試算をされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。介護保険料の月額で申し上げますと、こ

れまで、23年度までの4期が3,700円ちょっとでございます。今回の改定によりまして3,950円ぐらいだったと思いますが、県内の現時点でのランクから申し上げますと26市町村中22番目でございますでしょうか、そのような位置づけになっております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第16号平成24年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 国は、憲法で保障されている地方自治体の交付税を、今年度はほんの少しですが増額をしました。しかし、その内容たるや一般財源化という名目で子育て、介護、国保など、国が責任を持って補償する分野をすべて地方自治体へ投げています。財政力の乏しい自治体では、仕方なく住民サービスを棚に上げざるを得ない状況にあります。

そんな中で、高鍋町の予算は、町長の施政方針を満たす項目がないのが残念でなりません。復興部分については、商店街を中心とした活性化策を提案されていますが、この3年間で取り組んだまちなか活性事業はどうでしょうか。また、畜産業、葉たばこをやめほかの農業に移行する方への手当は厚いものでしょうか。東児湯観光ネットワーク事業の提案もありますが、観光協会への補助もかなりの額に上っています。具体的にどのようなもくろみで動こうとしているのか見えませんが、いかがでしょうか。まちづくり会社を設立して、一体何をしようとしているのか、具体的な方針をお聞かせ願いたい。

防災についても危機管理の内容が具体的に見えません。住民の方から、日南でも宮崎でも1歩でも動こうとしているけれども、高鍋は見えないどうしているのかのお叱りを受けております。国は、防災予算で庁舎の建てかえなども容認し、避難場所として活用できる減災予算としてもあるようです。高鍋町は、この予算を使って第2庁舎も計画されているようですが、具体的にはどこに建てようとしているのか、安全で安心できる内容であれば住民からの支持は得られると考えますが、単に教育委員会が入っている建物が古いから建て直したいというのであれば、住民からは支持されないでしょう。第2庁舎については、住民の避難場所として、また、防災の意味を持った計画でなければならないと考えますがいかがでしょうか。

また、一般質問でも展開しますが、デジタル化について、防衛省からの予算配分についてはどのようになっているのかお伺いします。それらがはっきりしないと、今回の国の予算の中で、デジタル化及び個別受信機に係る予算についても、費用負担は少なくはないが住民への災害に対する安心を享受できる1つであると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

また、地域でも独自で避難訓練をしたいとの要望を持っておられる自治会組織もあると聞きます。どのような予算化を図れたのかをお伺いします。

子育てでは、子供がにぎわうまちづくりと言われて久しいですが、いまだに子供の医療費助成については従来のままです。ヒブワクチンなども死亡者が出てしまい、結局は予算を減額することになりましたが、この問題についてはどのような対処方法をお考えなのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

町長は常に協働、協力して働く協働のまちづくりをお考えですが、1度でも町内全域で一斉清掃などお考えになられたことはあるのでしょうか。というのも、みんなの力、きずなを深めるからこそいざというときのきずな、思いやりはできてくると考えるからです。商店街など、自分の周りの清掃、溝掃除などや地域安全パトロールなどを増加する方向性は今回の予算には組みこまれていないのかお伺いします。

農業問題では、戸別補償問題が提案されていますが、このことによって農業は一定の経営補償は促されるのかお伺いします。

農産物加工施設に関しては茶工場建設で経験していますが、具体的にはどのようなブランド及び加工を考えているのかをお伺いします。そのことによって雇用などを生み出すことはできるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、城下町高鍋まちなか活性化事業のこの3年間の取り組みについてであります。 「のれん」、「灯り」、「町屋」、「自主独立」の4プロジェクトにより展開され、おおむね計画どおり進められたところであります。この取り組みにより、今後の商店街活性化に向けた土台づくりができたものと考えており、これを生かしさらに前進していくことを期待しているところであります。

次に、畜産業や葉たばこから経営転換された方への手当は厚いものかどうかについてでございますが、どの作物に経営を転換していくかは単年で判断できる問題ではないため、これから数年においては高鍋、木城の葉たばこ廃作者で組織される畑作振興会、農協、町で連携して葉たばこ廃作者の経営転換を支援していく必要があると考えております。

次に、東児湯観光ネットワーク事業につきましては、東児湯鍋合戦を初めとする広域観光事業を来年度以降も継続していくため、児湯郡負担金審議会の審議を経て、東児湯5町の負担金が決定し、予算計上したところであります。

観光協会補助金につきましては、人件費1名分を増額しております。本年度まではふるさと雇用再生事業の活用により、事務局4名体制で観光振興に取り組んでまいりました。今後、観光協会が担うべき事業を継続していくために必要な最小限の人員を確保するため、補助金を増額したところであります。

次に、まちづくり会社を設立して一体何をしようとしているのかについてであります。まちづくり会社を設立する目的として、1、持続可能な中心商店街として、インフラ、施設等のハード整備を行う。2、地域のニーズを踏まえ、町の価値を高めるような事業や地域の課題に対応した事業を行う。3、組織運営に財政的基盤を持つ。4、生活空間や商店

街景観の質を高める。5、地域に根差したビジネスの創出、人材の育成などがあります。現在、平成24年度中の設立を目指し、設立目的、組織形態をどうするかを検討中であります。

次に、第2庁舎建設についてであります。建設予定地については庁舎敷地内とするところで、現在検討中であります。

なお、第2庁舎につきましては、防災拠点となる災害対策本部室や防災行政無線室の機能を有した庁舎を計画しているところであります。

次に、防災行政無線のデジタル化への更新についてであります。現在防衛省に補助を要望し、平成24年度において実施計画を行う予定としております。

現段階においては国の内示がありませんので、予算の配分についてはお答えできないところであります。

次に、自治公民館単位での防災訓練についてであります。本年度、県の防災訓練や町の防災訓練においては、多数の公民館に御参加いただきました。24年度以降についても、同様に実施する予定でありますので、多くの町民の方々に参加していただき、避難場所、避難経路等を常日ごろから御確認いただきたいと思いますと考えております。

このため、避難訓練や防災講習に係る予算につきましては、防災訓練等の予算として計上しており、地域独自で実施される避難訓練等の予算については計上しておりません。

次に、ヒブ・肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンの3つにつきましては、保護者の判断で行う任意接種であり、積極的勧奨の対象ではありませんが、乳幼児健診や、町広報、ホームページを通じて案内してまいります。

また、定期の予防接種につきましては、乳幼児健診や町広報誌等に加え、個別通知を行い、接種率の向上に努めてまいります。

次に、町内全域での一斉清掃についてであります。町内全域ではありませんが、ビーチクリーン活動を初めとし、年間数多くのボランティア清掃活動を町内各地で行っていただいております。このような現在行われている清掃活動のさらなる周知等を行いながら住民参加のすそ野を広げてまいりたいと考えております。

また、防犯モデル地区を初めとする地域での見守り活動の支援や、防犯協会等の各種団体、学校、警察、交番等と連携を図りながら協働による安心・安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、戸別所得補償制度についてであります。平成23年度より米の所得補償、水田活用の所得補償、畑作の所得補償といった国の対策に町独自の対策をあわせて実施し、戸別所得補償制度に取り組まれる農家については、作付に係る一定の補償が受けられる仕組みとなっております。

次に、農産物加工施設についてであります。予定しております加工施設については、米粉、そば粉の製粉機を設置し、製粉される粉を使用した特産品の開発ができるような施

設とする予定であります。

雇用については、特産品の開発による成果の中で、販売等の部分で雇用創出につながっていくものと考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。今、答弁をいただきましたけれども、なかなかまちづくり会社を設立してというところも、答弁の中では余り見えてこないっていうか、わからないものに予算化をしていくっていうのは、非常に私もつたいない気がするんです。人材育って、じゃあ一体この予算で人材育成までできるのでしょうかって疑いたくなるわけです。金額的にはそう大してないからどうだということになると非常に困ると思うんです。

だから、一体、中心商店街をインフラ、中心商店街って一体どこをさしているのか。今は、中心商店街と言われるところは、例えば、農協の通りからずっと真っすぐ行ったら何線ですか、あそこが、じゃあ中心商店街になるのか。いや、それとももう1つ向こうの役場の横の通りが中心商店街になるのか。商店街もいっぱいできてますよね。だから、どこを中心としていくのかというところのインフラ整備とか、例えば、区画整理事業があった後の、どこのじゃあインフラを整備するんだろうかと、じゃあ、いや、これは違いますよと、中町から一番街立花通り商店街ですよって言ったら、まちなか活性化事業とかぶるんじゃないということになってくると、そんなあそこだけに何千万円もつぎ込んでどうするの、前も3,600万円ぐらいつぎ込んで、道路も何千万円かつぎ込んで、もうこんなにつぎ込んでるのに全然活性化しないじゃないかと、じゃあこれ以上どこにつぎ込むの、何をすると。具体的な答弁がないとなかなか住民の皆さんに周知徹底図れないし、皆さんに御協力いただけるような状況っていうのがない。住民の皆さんが、やはり買い物に行きたい。商店街を中心とした考え方じゃなくて、消費者を中心にした考え方を、何とかこの中で考えていただけるような状況っていうのができないかなと。

商店主の考え方だけでやっていくと、非常に消費者の意向を横に置いてますので、消費者はなかなか行きづらい部分があると思うんです。だから、消費者を中心としたまちづくり会社をつくっていくのであれば、こんな町だったら、こんな商店だったら私は買い物に行きたいというところからの発想を変えないと、商店街の人が幾ら発想をしたってお客さん呼び込めるはずがないと私は思うんです。だから、そのところをどう考えているのかっていうのを知りたいから質疑をしたわけです。だから、全体的にどう考えているのか。どの立場から考えて、これはやろうとしているのかということが一番知りたいということだったんです。

そして、第2庁舎の件は、庁舎内の敷地に建てたいということの町長が答弁をされました。ところが、住民の皆さんから、防災センターができました、駐車場が不規則な形でつくられています。これにまた第2庁舎をつくっていくということになると、ますます駐車場がなくなる。何を考えているのと、住民のサービスをどう考えている。まず、今歩いて

行く人はいない。例えば、この第2庁舎を計画したときに、いろんなバスでも、各地域からどんどん町の中をぐるぐる回す、100円で乗れるバスをいっぱいしましたよと言ったにしても、車を持っている人からすれば、またこの庁舎内に建てていけば駐車場が狭くなる。これに関して、住民からもう建った後で苦情が来たってどうしようもない。

そして、やはり防災の危機管理ということであれば、恐らく3階以上、4階ということに、細長い建物になるのか、どんな建物になるのかわかりませんが、この庁舎を建てかえるという話ではないと思うんです。だから、とにかく住民が望んで、防災予算で建てるのであれば、じゃあどうするのか。極論を言えば、町の真ん中に避難する場所が一切ないと、じゃあ第2庁舎をここに建ててよと、そして避難場所となるように計画してよということがやっぱ出てくるんじゃないかなと思うんです。

だから、これについては、もう早急なアンケートなり住民の意識調査をしっかりと私は行ってほしいと思うんです。そうしていかないと、住民の願いとかけ離れたところで地方自治体が存在するのであれば、予算を幾ら使っても、建設会社のためだけの予算になってしまって、非常に住民から不評を買う自治体運営になってしまうのではないかと危惧するわけです。そうではない。やはり住民の皆さんと密接につながった運営を、自治体運営をしていかない限り、住民の皆さんから支持はされない。業者の皆さんからどんなに支持をしていただいたって、向上するのはいつときです。正直な話で、永久に使う住民の皆さんの意見が一番です。やはり防災関係の予算でつくるということであれば、皆さんが本当にこれが建ってよかったと言っていただけのような予算をしっかりと組んでいく必要があるのではないかなと思います。だから、コンサルタントを入れての設計と、いろんなことをしてするんじゃなくて、私が一番大事にしてほしいのは住民の意見、意向をしっかりと酌み取った上での設計をお願いすると。まず住民を置いた形での防災の計画はあり得ないというふうに私は思っております。

また、デジタル化の問題です。個別受信機に係ると、そういう予算があるんだよということをお私、申し上げました。その中で、確かに費用負担は少なくありません。先ほど、平成24年度の実施計画は自分たちがつくっていても防衛省から何らの返答がない、だからできないんだということをおっしゃいました。答弁されました。私は、やはりこれは非常にある程度の目安をつけていかないと、せっかく防災・減災のための予算が出ました。確かに防衛省の補助よりも少ない、5%ほど少ないんじゃないかなというふうに思うんです。

しかし、それでもやはりやるんだよという姿勢をそこで見せるか見せないかっていうところが非常に大切かなと。例えば、防衛省へ出している予算案を見て、平場での、例えば海辺近くでのそういうデジタル化の無線、受信機などが不足しているなというふうに思えば、そちらのほうの計画はそちらで立てるというふうにして、やはり両方活用していくことも、防衛省と協議をしていきながらでもしっかりと確保する必要があるんじゃないかなと思います。そうでないと、平場での考え方っていうのができない。東北大震災と同じような状況になれば、高鍋町の平場はほぼ全滅状態になります。そのときに何もしてなかつ

たじゃないかという状況が出てこないように、私たちはちゃんと災害に対する安心・安全を享受できるような、そういう仕組み、仕掛けをしていく必要があるんじゃないかなと思いますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

また、私が溝掃除のことなどを申し上げました。私は、この高鍋町で一斉の溝掃除、84の自治公民館がございまして。私は、正ヶ井手地区は第3と決めております。第1日曜日を決めていらっしゃる場所もございまして。だから、そういうふうにして、具体的に年に一遍でもいいから、じゃあ全地区に、同じ日に、そうやった形で、どこかで、一斉に協働してやるというときも必要なんじゃないかなというふうに思います。

また、この問題は、各企業に勤めていらっしゃる方にも、地元での清掃活動にはぜひ参加していただきたいと。実は、私たちの地区でこういう問題がございました。溝の清掃をするのになぜ出ていかないといけないんですかと、企業に勤めていらっしゃる方がおっしゃいました。その方はずっといろいろ説明をしていきました。特に、私たちに身近な企業に勤めていらっしゃる方でしたので、何回か話しているうちに理解をしていただくことができましたけれども、やはりそういうふうな形で住民一人一人に対話をしていく、そういった活動も私はきずなをより深めていく、地域への防犯も含めた形でのやり方じゃないかなというふうに思います。私は、戦争時代に戻れというのではありません。強制的にしないというのではありません。自主的にやはりきずなづくりをしっかりとそこの地域でやっていく、そのことが大切じゃないかなというふうに思います。

また、先ほど避難の問題で、独自で避難訓練をしたいということについては独自の予算はないということでしたけれども、私は全体とする避難訓練、そういうのももちろん大切です。しかし、例えば正ヶ井手地区でこういうのが提案されております。独自で避難訓練をした場合、一番近いところはどこか。この前も、地区で避難訓練を兼ねた形での歩きついでいうのをされました、高台への。何分かかかるか、年寄りが何分かかかるか、子供だったら何分かかかるかというところをされたようなんです。3月の4日に行われましたけれども、そういうふうにして地域ではもう独自で動き出しているところもございまして。私は、これにすべて補助金を出さないと言うわけではございません。しかし、ある一定の、やっぱりいろんな費用だけでなく、知恵も地域に落としていただきたい。そのことがどう計画されているのかということが非常に知りたいというふうに思っております。

それから、農業問題の戸別補償問題、これについては水田活用の所得補償とか農家の作付の問題とか答弁がありましたけれども、私が聞きたかったのは、この戸別補償問題っていうのは、いろいろ問題があるけれども、じゃあ今の農家の皆さんが、これをどういうふうに使って受けておられるのかということの啓発を含めて、どのように活用したいと考えている人たちがいるのかということはどう周知徹底を図っていかれるのかなということが一番知りたかったんです。

というのは、例えば後にあります農産物の加工施設に関して、米粉とかそば粉の製粉機をしたいということだったと思うんです。そうすると、じゃあ具体的にブランドの確立と

か、どこでも米粉については、そば粉の製粉機についてはあると思うんです。今の、だから、例えば精米機が置いてあるところなんか、こういう粉にされる機械はあると思うんですけれども、じゃあなぜ特別米粉とそば粉の製粉機を、その加工施設が作りたいたいのか。具体的にどんな問題を、例えば、今、観光協会のほうあたりもいろんな物を売り出したり、米粉でつくっているいろんなケーキとかシフォンケーキとか、いろんな物がありますけれども、例えば、高鍋町だからできる、シフォンケーキを含めて全国にちまたある米粉、そば粉の製粉機があっても、ここが高鍋は違うんだよと、どこに出しても恥ずかしくない、こういうのがもう具体的にあるからやりたいんだよというところを、私はしっかりと目標地点にさせていただきたいと思うんです。私は米粉で、イタリアではございませんけど、スパゲッティの生のあるんです。あれなんかすごく小麦粉でつくるのと違って、米粉でつくるやつはすごく軽くておいしいと、これ、イタリアの方にも評判なんです。だから、例えば、米粉を使ったいろんなそういう材料にしていく、それが外に売ることのできる物を、ブランド化できるような物が、私、何かできたらおもしろいと思うんです、米粉を使った。だから、そういう目標があって、着地点をしっかり持っておけば、私はそういう加工場をつくっても、後で不足はないと思うんです。例えば、茶工場をつくる時に、いろんな問題が後で発生しました。じゃあ一体だれがそこにいいのか、茶のブランドちゅうのはどういうふうに確立していくのかいうところが非常に大きな問題となっています。だから、そういうことが後々出てこないような感じで、やはり同じ過ちを2度はしない、そういう覚悟を持って、いろんな施設の要するに設置に関してはさせていただきたいと思うので、質疑をしました。答弁をお願いします。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。まず初めに、まちづくり会社の件でございます。

これにつきましては、城下町高鍋活性化事業の発展形式と考えております。基本的な考え方につきましては先ほど町長がお話しましたけれども、簡単に申し上げますと、今あります空き店舗等で所有者がもう改装だとかそういうことはしないよというところをその会社がお借りをして、改装等をして貸し付けて、その経費を貸付金の中から得るというようなこと、あるいは催物等を開く会社というようなことを考えております。

先ほどの中にもありました消費者の意向を組み入れるようなものでないといけないというのは、確かにご購入いただくのは消費者でありますから、そのようなことも検討をするための職員配置でございますから、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、戸別所得補償制度についてでございます。

これにつきましては、水田利活用分の所得補償については、米の転作等を実施する中で所得補償がされていきますので、米の価格のある程度の価格安定には寄与すると、農家の収入という意味合いでは、ただ、5年分とかの平均値をとってその補償をしていく関係上、だからといって特段に収入がふえることではないと、保険的な要素として価値があるとい

うふうに考えております。

しかし、畑地の作物であります大豆だとかそばだとかそういうような品目につきましては、本町での生産面積が少ない関係上、なかなか戸別所得補償の利益を享受できるというような状態ではないと、主たる作物が畑作物では違うということが言えると思います。

それから、農産加工施設の件でございます。

お話の中にありましたシフォンケーキ等をつくっております手作り工房ゆいの皆さんに活躍をしていただくということも含めて考えたものでございます。

その中で、製粉機等の性能の違いがあります。米粉を引くその粒子の大きさ、今宙に覚えておりませんが、粒子が今ある町内の企業等の粒子ではできないと、例えばパンをつくるにしても粒子の大きさが大きいとパンづくりができないという問題があるので、そういうものに耐え得る米粉の製粉機を導入したり、そば粉についても、現在ではそば粉にしてもらえる業者さん非常に少なくなっておりますので、四季彩のむらでつくられたそばを地域の中にある工場の中でそば粉にしましたというようなイメージづくりをしながら、その農産加工施設の活用をしていきたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。まず第1点の第2庁舎の建設のことでございますけど、駐車場が少ないというのはよくわかっております。

ただ、前回防災センターを建てたときの駐車場と、それ以前の駐車場の台数の確保は、今現在のほうが駐車場は広がっております。ですから、敷地内に第2庁舎を一応建てると、防災拠点施設として建てるということで、今のところ打ち出しておりますけど、駐車場の確保はそれも含めて、よく考えていきたいと考えております。

それから、確かに住民の意見を反映してつくるのがベターだということは非常にわかっておりますけど、この予算につきましては昨年の12月に財源措置されたものであり、いきなり我々も手を挙げたというのがいきさつでございます。ですから、時間的いとまがあれば、確かに住民との説明を行ってやるのがベターというのは非常にわかっております。ただ、総体的に住民の方々の意見をすべて反映しての建設は非常に難しいだろうと、予算的な措置もありますので、ですからできるだけ防災拠点となる施設、もう津波等につきましては、まず住民の方は高台に逃げていただくというのが第1優先ですので、庁舎の避難所として有効利用は考えていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

それから、防衛庁のデジタル無線の関係でございますけど、昨年度から要望いたしております。それにつきましても、内々では予算はつくだろうという話は電話で受けておるんですが、飛行ルートによっても補助率がどのくらいになるかも、正直言ってまだ来ておりません。ただ、予算措置はされるというところまでしか来ておりません。ですから、今のところ、我々が今やっているのは、屋外スピーカーの設置をまず当面やろうと、個別受信機については今のところ4億円から5億円程度かかりますので、今のところ考えておりませんが、ゆくゆくはそういった消防施設、災害等の予算措置等がされて、もし有利なもの

ができれば取り組んでいきたいと考えております。

それから、各地区の避難訓練の補助でございますけど、補助は確かに今のところ出しておりませんが、一斉訓練のときにそういった形で住民の方々も参加していただいて、避難訓練対応に先駆けていただきたいと思っております。

ただ、各地区、津波とかその防災のこういった経緯で行ったらいいのかということで、いろんな説明会等を各地区で今防災担当のほうが行っておりますので、そういった担当者を有効利用して避難訓練等を行っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私がなぜ第2庁舎の件も住民の意見を聞いてと申し上げた一番大きな理由は、これは恐らく昨年度の予算で出てきたとおっしゃいましたよね。それは、恐らく緊急防災・減災事業についてという形の……、（発言する者あり）違うの、それと別問題で来たんですか、（発言する者あり）それでしょ。これであれば、ちゃんと目的があるわけですよ。緊急防災・減災事業、単独についてということで、だから、東日本大震災を教訓として地方税の臨時的な税制上の措置により実施される財源の範囲内で、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等のための地方単独事業を対象とするものというふうになってますよね。そして、その中で、私、課長の答弁でちょっと違和感があったのは、防災拠点としてじゃなくってみたいな言い方をちょっとされたから、それは違うと思う。防災拠点としては、拠点として整備するわけですよ。だから、避難場所としては使えないみたいな言い方をされちゃったら、確かに防災拠点で、受信機、デジタルの防災無線とか発信するところというふうになってると、それが今、古いから今度新しいのにするっていうところで、建物も新しくするっていうことなのかなというふうには、結局どういうものを建てていくのかっていうのが、全然さっきの説明では見えないわけです。皆さんには高台に逃げていただくのが一番ということなんですよ。でも、じゃあそのためにこれをどういうふうなものにしていくのか。具体的な大きさもわからないし、じゃあどうなのかと先ほど私、申し上げたと思うんです。もしこれに、ほかの課が入るといふのかなと、課は入らないただ無線だけ、要するに非常用の電源とか備えてて、防災の資材とかそういう備蓄のためのものかとか、何のために建てる、第2庁舎ってどういう意味合いで持っていくのかなというの理解できないわけです。だから、理解できるようにしっかりと答弁していただきたいなと思うんです。

ここには、かなりやっぱり、ある意味今までは庁舎は古くていいんだということも言われてたんですけど、やっぱり耐震化に備え、庁舎が流された自治体も数多くありましたので、そういうことがないようにということで、今度の予算措置が行われているわけですよ。そのときに、やっぱり防災の拠点施設を含めて、いいですよと、庁舎の建てかえも有効ですよということになってるわけですから、非常に私は、それはそれで皆さんが期待しているのは、私たちが避難するとか、そういうことをやっぱ想定すると思うんです。だか

ら、それが想定外のことなのかどうなのか、ただ無線を置くだけなのか、発信基地だけなのか。

じゃあ、そしたら先ほど、確かに、何ていうの、住民の方から駐車場の狭くなったという話したら、いや、駐車場の台数は多いんですよというふうに答弁されましたよね。でも、皆さんのイメージで見た感覚っていうのは、今までは駐車場のスペースっていうのは、車を出したり入れたりするスペースも含めて余裕があったというふうに感じていらっしゃると思うんです。それが、やはり余裕がなくなったというふうに感じていらっしゃるからこそ駐車場が狭くなったというふうに、ただ単にあれができた部分の駐車場が狭くなったんだというふうに理解をされているだろうと思うんです。そうじゃないんだよっていうことが言われるけれども、実際利用してる人がそう言うわけですから、やっぱりイメージ的なものでいえば、じゃあ駐車場がなくなれば常平生のあれはどうなるのかと、じゃあ第2庁舎を建てるのであれば、今、税務署の横の駐車場がありますよね。あそこあたりに建ててもいいじゃないかって、逆に思うじゃないですか。住民からの意見からするとです、とっていくと。だから、住民の意見がすべて反映されるわけではないけれども、少なくとも住民の皆さんが思われるのは、私がやっぱり思うのとそう変りないと思うんです。あそこに駐車場を置いて、じゃあ、こっちに来ていろんな住民票なり何なりいろんなことをしようかなというよりも、やはり住民票をとるのであれば、今の駐車場に入れて住民票をとるということになっていくと思うんです。そういうところをどういうふうに考えていらっしゃるのかということが具体的に見えないと、なかなか町民の皆さんに理解をしていただくのに非常に、私不都合だと思うから、こういう質疑を行ってるわけです。だから、第2庁舎をつくるんだよ、でもこれは皆さんの安全・安心を享受できる第1段階なんだよというべきなのか、どうなんでしょうか。そのところお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。この分については、議員が先ほどからおっしゃられてますとおり緊急防災・減災対策事業でやれば、これを補助になる、単独でもあれですけど、補助だったら80%、単独だったら70%、後で交付税で戻しますよということで、これについては極力これに合う施設でないにだめですよということが来ておりますので、今回についてはあくまでも防災拠点ということで、今の庁舎では津波が来たときに、そういう無線室とかそういうのも対応できないというようなことで、計画上としましては10メートル来ても十分耐え得るような施設にしますよということで計画を出すのでないとの起債が載らないという状況がありますので、あくまでもいろいろな、建った後についてはいろいろあるのかもしれませんが、あくまでも今の段階では、今の本庁舎に隣接したところでそういう災害対策本部関係も常に迅速に対応できる施設を建てますという計画になっておりますので、そういう設備になろうかとは思っております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。2点ほど伺いたいと思います。

まず、衛生費の斎場費の550万円、これは従来の負担金だと思いますが、いつまで続くのか。なぜかという、1市3町、1市5町ということ、どっちになるかわかりませんが、建てかえの問題が起こっておると思いますが、本来ならば当初予算に建てかえの負担金というふうに、私は今回計上されるものと思っておりましてけども、してないということで、どういうことになっているのか伺いたいと思います。

もう1点は、尾鈴土地改良事業の県営事業負担金810万円、これはなぜ負担金が起こってくるのか伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。先ほどの衛生環境費558万円ということで予算計上しております。これについては、池田議員も御存じのとおり、通常の維持管理費が当然含まれております。そして、建設費が含まれております。

この建設費部分については、現在のところ、この予算では1市3町、現予算組みの、予算とか経営団体に構成した予算組みで上げております。

今後まだ、実際、西都児湯環境整備事務組合でこの件についても協議中ということになっておりますので、今後また変更になる可能性もありますけれども、現在のところこの550万円で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。県営事業負担金につきましては、染ヶ岡、鬼ヶ久保地区の県営事業の負担金でございます。（発言する者あり）現在、同意取得中でありまして、その同意が得られ次第、事業に着手したいということで、その全面積分の予定でございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。斎場費からですが、558万円の中に1市3町で建てかえをするということでの負担金も入っているということですが、それが幾らなのか教えていただきたい。

それで、組合において問題が起こっておるということに聞きましたが、その問題点の解消はできるのかを伺いたいと思います。衛生費のほうは。

それで、県営事業の負担金、まだ同意取得は3分の2達成してないですね。それも聞かないかんとでしようけども、してないということであると、以前からこの土地改良事業という問題に関して常々私は言ってまいりましたとおり、なぜ事業が先走りするのかと、土地改良事業法に沿った法廷クリアなしに事業費が先走るのかと不思議でたまらん。町長は、私の一般質問において、慣例で行っておるという言葉が以前発せられましたが、慣例で物事が進められる状況は到底まかり通らんとお思います。今回も、今長町課長が言われましてけれども、同意取得に向けて同意取得をしよるから、それにおうた負担金を計上するんだと。同意取得が成ってない事業の決定もなされてないのに、なぜ負担金が出てくるん

ですか。おかしいんじゃないですか。どうですか。

○議長（山本 隆俊） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。この斎場予算ですが、一応建設費は、1市3町の予算で高鍋町負担金が、一応480万円程度が建設費として含まれております。それと、問題と言われますのは1市5町になるのかということですかね。その件に関しましてはほぼ大丈夫だろうと、今回の3月の段階では、正式にはまだ公表できませんけれども、ほぼその方向で、1市5町の方で進みつつあるということが現状だと思います。以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。尾鈴土地改良事業の進展状況につきましてですけれども、現在、染ヶ岡管理組合の役員さん方によって日々同意取得をされております。現時点におきまして、3分の2に達する、事業着手ができる3分の2に達成するために、34名の農家の同意をいただければよいということまで来ております。

問題点につきましては、水利費を継続的に将来的に払っていかなきゃいけないというようなこと、それが経営の中でどのような位置を占めるかということに不安感を持っておられるというのが今の状況でございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。当初の第1号議案と一緒にですが、現在において同意取得が達成されてない段階において、なぜこの議会で、当初予算で計上できるのかって聞いとるんです。できないでしょう、厳密に言えば。同意取得が成って事業をやるよということが認められた段階において負担金が発生してくるんでしょう。できんんじゃないですか、厳密に言えば。これも慣例でやるんですか。同意取得は見込みでしょう、現状においては。なんでこんなものが出てくつと、予算の計上して、根拠がねえじゃないですか。

○議長（山本 隆俊） ここでしばらく休憩したいと思います。55分から再開したいと思います。

午後3時45分休憩

.....

午後3時55分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。予算のところがちょっと御質疑ありましたので、予算の関係ですけども、あくまでもこの予算につきましては年間の執行予定額、歳入につきましては見込み額というようなことで計上させていただいております。

今議員から御指摘のとおり同意がとれてないんじゃない、それが待ってだというようなことですけど、ほかの事業につきましても、道路改良等につきましても、用地あるいは補償等物件がある場合については、まだ契約は終わっておりませんが、そういう見込みで幾らか

ぐらいかかるというような場合については、そういう見込み額で計上をさせていただいて、執行に支障がない範囲で、年間予算はこれぐらいかかりますということで御提案申し上げている関係上、予算側からすればそのような扱いだというふうに御理解いただきたいとは思いますが。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。173ページの件なんですけども、この東日本大震災で消防団が水門を閉めるために、水門のところに駆けつけて津波にさらわれたという事例があったんですけども、今回のこの予算、そういったことまで含んでの予算なのかどうなのか、それをお聞きしたいというふうに思います。

それとあと、小学校、西小のグラウンドの改修、これはどういったものなのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それとあと、地域防災力の向上、これはどういったものかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。水門操作委託の件でございますよね。これにつきましては、先ほど徳久議員が申されました関係は含んでおりません。ただ水門操作だけの委託の金額でございます。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（黒水日出夫君） 教育総務課長。平成24年度、高鍋の西小学校グラウンド整備とありますけど、これが先ほど申しましたとおり環境整備事業、学校施設環境改善交付金と、それと緊急防災・減災事業を利用して、グラウンド改修を行うものでございます。

雨が降ると、今の現在の状況としましては、グラウンドの水はけが非常に悪いということで、もう何十年もこの状態が続いているそうです。特に、前回の運動会のときも、もう2回ほど、2日ぐらいしないと全然水が引かないというような状況でございました。それから、グラウンドの土を入れかえるものでございます。主にセンター付近を高台にして、四方八方に水が流れるようにする工事でございます。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。185ページの地域防災力補助金のことだろうと思うんですが、これは昨年度まで1地区50万円だったやつですけど、水除等もこの補助金を利用して行っていると思うんですが、本年から1地区40万円、最高40万円ということで、補助率も3分の1から4分の1に減らされた経緯等がありますけど、まだ本年については、まだ2地区については決定しておりません。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。水除の裏が学校のグラウンドと、そして排水溝があるんですね。その排水溝にグラウンドの砂、もしくは学校にはいろんな木が植えてあります。その葉っぱが流れてくるわけです。いつも側溝が詰まって水はけが悪くなるということがあ

るんです。だから、そこあたりも計画の中に入れていただいでやっていただきたいというふうに思っております。

あと、グラウンドの端っこのほうには雑草がたくさん生えておりますけども、草を植えることでまた水はけも、水はけていうか、土砂が流れないようなことも考えられるのかなと思いますので、そこあたりもちょっと考えていただいでおいていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（黒水日出夫君） 教育総務課長。おっしゃるとおりでございます。今度、側溝のほうにこの前もちょっと詰まりがあったんですけど、今度おっしゃったすべてのグラウンドの横の側溝付近の排水路につきましても、建設の、何ですか、積算基礎に入っておりますので、十分に吟味して工事にかかりたいと思っておりますのでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はございませんか。13番、永友良和議員。

○13番（永友 良和君） 13番。たかなべの未来づくり補助金について2点ほど質問をいたします。

もちろんNPO法人の方々を含めてですけど、やっぱり損益を抜きにして、自分たちの、やっぱり町の本当活性化のために一生懸命やられてる団体の人たちたくさんいらっしゃいますが、この計上されてます200万円の、今回の予算でこの使用目的はもう決まっているのかっていうのが1点と、1回利用された団体あるいは法人等がほかに使うところがなかった場合に2回利用することができるのか、この2点お伺いいたします。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。使用目的といいますか、これについては選定委員会といいますか、委員の方に一応選考をいただいでしております。

事業につきましては、もうありとあらゆるもう住民の福祉とか、そういう部分であればすべて出していただいで構いません。それで、目的につきましても、よほど個人的なものに使われるとか宗教的なものとかいうことがない限りは、広くあらゆる事業で応募をしてるところです。

昨年、2件なったんですが、実際は3件応募はございましたが、若干事業計画上ちょっと完了できるっていうか、實際上予定されたとおり事業が進むかなというようなところでちょっと不安等もあられたんだろうと思うんですが、そこで選定委員のほうからの推薦が得られなかったということがございます。

昨年、事業実施した分については、非常に人気があるし、今後も続けていきたいというふうなことで、御希望もされております。ただ、全く同じでは、昨年と同様ではちょっと採択は厳しいかなと思いますので、事業主体あるいは事業の対象範囲を広げるとか、そういう形で、昨年とまったく同様じゃなければ、また申請というか、応募されて構わないんじゃないかなというふうに判断をしております。

ただ、要綱等の整備とか、そこ辺について必要なところが出てくるのかどうかについては、

今のところまだはっきりしておりません。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。1番、水町茂議員。

○1番（水町 茂君） 1番。体育館の大規模改修の設計委託が上がっておりますけども、下の体育館のことだろうというふうに思っておりますが、この大規模改修、どういう改修をされるのかお尋ねしたい。

それと、大体見積もりがこの改修どのくらいかかるのか、お尋ねをしたい。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（三嶋 俊宏君） 社会教育課長。これは、議員の御指摘のとおり、町の体育館でございます。

今年度、町体育館は耐震診断を行いまして、その結果が出ております。それによりますと、全体的には耐震性があると、ですけど、一部屋根の鉄骨を支えている柱の部分に、基礎の部分にコンクリートの破損部分が見られます。その部分を補強することが上げられております。その部分の補強の分と、今、町体育館は昭和44年に建てられたものですが、大分傷んでおりますので、そのほとんどを改修するというものでございます。

この事業、今回は、新年度は実施設計にしておりますが、実施設計をするということにしております。内容的にはほとんど改修、屋根を防水したりとか、更衣室をつくったりトイレの改修とか、そういうことを見込んでおります。そういうのを含めて（発言する者あり）実施の工事のほうですか。工事のほうは1億をちょっと超えるぐらいを見込んでおります。よろしいでしょうか。（笑声）

○議長（山本 隆俊） 1番、水町茂議員。

○1番（水町 茂君） ちょっとその改修がどういう改修か耐震化のための改修なのかちょっとわかりませんが、あの体育館見ると、床が非常に悪いんです。だから床のほうも全部されるのかどうか。それと壁、壁なんかもありますよね。もう大分何か傷んでるのではないかなというふうに思いますが、そういうものもひっくるめた大規模改修なのか、そのところ聞きたかったんです。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（三嶋 俊宏君） 社会教育課長。今、議員がおっしゃられたとおり床の改修もおこないます。壁の改修も行う予定にしております。ほとんどということになります。

○議長（山本 隆俊） よろしいですか。15番、八代輝幸議員。

○15番（八代 輝幸君） 15番。149ページの四季彩のむら整備事業補助金についてちょっとお伺いします。

ある人から、四季彩のむらあたりに釣堀なんかつくって、町民の方が憩えるような物をつくったらいんじゃないかというふうに聞いたもんですから、この補助金の167万4,000円というのは、どういったあれで使われるんですか。お伺いします。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。四季彩のむら整備事業補助金につきましては、四季彩のむらにおける作物の推進、普通水稻だとか、そういうそば、そういうレンゲ、そういう物についてでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

ここで、建設管理課長のほうから、先ほどの答弁の訂正があるということですので、許可します。建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。先ほど、中村議員の議案第10号ですけども、道路認定関係ですけども、袋小路部分関係ですけども、寄附採納受けてないと、拒否していると、一部見送ってると言っていましたけども、原則としてということを追加してってください。もらってる分もございますので、まことに申しわけございません。

○議長（山本 隆俊） 次に、議案第17号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。もう特別委員会はするなという話もあったんですが、ちょっと済みません、もうせつかく書いてきてますので。

特定健診については、今年度の目標数値についてはどれぐらいか、厚生労働省からの通達及び病院での健診におけるの審査は対象になるのかどうかということ、国民健康保険税について今年度の目安はどのぐらいか、また、負担が大きく支払えない状況にならないか心配であります、どうでしょうか。

高鍋町の資格証明書、短期保険証などの発行について、ことしの一応目標、もう少なくする方向なのかどうか、お伺いしたいと思います。

早期発見・早期治療が医療費の抑制につながると思うんですけども、そのための事業計画は具体的にあるのかどうかをお伺いします。

外来についても、窓口負担分について方針が変更されましたけれども、このことにより住民の反応及びこれ以外の住民サービスを考えているのかいないのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

国民健康保険税についてであります、平成24年度は税率を据え置きたいと考えております。

なお、1人当たり税額は、23年度と同等程度となるものと考えております。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。まず、特定健診の受診率の関係でございますが、厚生労働省が示す平成24年度の目標値は65%ということになっておりまして、24年度が一応目標の最終年度ということになります。

生活習慣病で、定期的に通院している方につきましては、検査項目が特定健診の受診項目と類似していることから、本人の同意それから医師の判定を行った上で、医療機関から当町へ検査結果が提供されれば、受診率に算入できるものでございます。

この医療機関からの情報提供の経費につきまして、当初予算を計上させていただいております。この医療機関からの情報提供の経費につきまして、当初予算を計上させていただいております。当町の平成24年度の受診見込み率は、個別健診、集団検診と情報提供分を合わせまして、最終的には50%ぐらいになるのではないかなというふうに思っております。

ただ、現在医療機関で生活習慣病の治療を受けている方を特定健診の対象にしていること自体がなかなか難しいことがございまして、特定健診の受診率を上げようとしても、私はもう医療機関で診察を受けているから行かないという人がたくさんいらっしゃいます。受診率を上げるための医療機関からの情報提供ということで、何とか苦肉の策としてペナルティーを回避するための1つの方策というふうに思っております。本来でありますと、自分の健康状態を保つためということでありますから、自主的に健診を受けていただきたいというのは思っております。

次に、資格証明書等の発行についてでございますが、資格証明書につきましては、被保険者の負担が10割になるということから、生命にかかわる可能性もあるということで、現在のところ交付する予定はございません。

また、短期保険証につきましては、毎年280前後の世帯に交付しておりますが、きめ細やかな納付相談、最終的には納期内納付を推進して、交付世帯減少に努めたいというふうに考えているところでございます。

次に、早期発見等の事業計画についてでございますが、特定健診につきましては、先ほど申しましたように来年度受診率アップを目指し、医療機関からの情報提供を初め、特定の年齢の方につきましては、希望者全員に貧血検査、それから心電図検査を初めといたしまして、頸動脈エコー、腹部エコーを実施しながら、魅力的な健診にしたいというふうに思っております。

魅力的な健診にするということで、受診率がアップをし、より多くの方が早目に病気の早期発見・早期治療に結びつけることができ、医療費の適正化にも結びつくものと考えております。

それから、特定保健指導につきましても、保健指導を受けた方は生活習慣病の改善の結果、翌年度保健指導対象者から外れる方もふえてきており、将来の生活習慣病の発症を予防または遅らせることができるものと確信をいたしております。

次に、外来の高額医療費現物給付についてでございますが、これまで抗がん剤など的高額な薬を投与や服用している被保険者の方はおおむね毎月10万円もの自己負担を医療機関や調剤薬局に一たん支払わなくてはなりませんので、現物給付がされましたことで大変助かるとのお声をいただいております。これ以外の住民サービスについては現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第18号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。年金額の減少に伴って保険料の負担が重いと感じておられる方が多いんですが、この問題をどこで検討されているのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 保険料の問題をどこで検討しているのかという御質疑でございますが、これにつきましては、宮崎県後期高齢者医療広域連合及び同議会で御審議いただいているものでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第19号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。汚水管渠工事が計画されておりますけれども、認可区域について今年度で完了するのかどうかをお伺いします。

また、住民負担及び一般会計持ち出しの多い下水道事業から合併浄化槽事業への見直しも図られているようなんですが、どのように進捗していくのかお伺いしたいと思います。

既に工事終了している地域でつなぎ込みができていない世帯への法的処置は何かないのか、またつなぎ込みをしていなければ生活と密着している排水問題が生じていると考えるがどのように対処されているのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 認可区域は今年度で完了するのかの御質問でございますが、現在の認可区域233ヘクタールにつきましては、平成27年度完了予定でございます。

下水道事業から合併浄化槽事業への見直しについてでございますが、現在その手法や生活排水処理の効果等を検討している段階でございます。また、都市計画決定等の法的手続も必要となりますので、今後関係機関との協議が必要と考えております。

つなぎ込みができていない世帯への法的処置また排水問題の対処法についてでございますが、つなぎ込みにつきましては、下水道法第10条に下水道の供用が開始された場合においては遅滞なく接続しなければならないとあります。また、同法第11条の3第3項に命令することができるとありますが、現実にはそれを行っている自治体はないのではないかと考えています。

次に、排水問題への対応についてでございますが、昨年度より接続推進員による個別訪

間を行っております。本年度訪問し、面談できた世帯が未接続世帯482件中300件で、水洗化へかなりの成果があったものと考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第20号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第21号平成24年度高鍋町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。財政安定化基金についてはどのように推移しているのかということです。お年寄りが増加すれば当然利用も増大するのは理解できるんですけども、ケアマネージャーが施設所属であれば、当然利用についても施設側の立場で利用・運営をされると考えております。近年、有料老人ホームとデイサービスをセットにした施設運営があるが、このことについて県などとの協議は行っているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。まず、財政安定化基金の関係でございますが、その推移でございますけれども、平成20年度末が1億6,484万4,789円でございます。平成21年度から平成23年度の第4期の介護計画の中で、9,000万円の取り崩しを行っております。また、平成20年度決算から平成22年度の剰余金からの積み立ては総額1億6,922万3,789円となっております。平成23年度末残高につきましては、2億2,253万789円となっております。

続きまして、有料老人ホームでのサービスの関係の御質疑でございますが、これにつきましては地域包括支援センターや他の施設のケアマネージャーからの情報を聴取して保健所、高鍋保健所や関係機関と協議を行っておるところでございます。

また、保険者として、町内の居宅介護事業所を対象としたケアマネ会議を開催し、サービスの質の向上や、適正な介護計画が組まれているかなどのチェック体制の強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第22号平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第23号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） してほしくないみたいなんですけど。従前に、やっぱり回復しないと判断した理由は一体何でしょうか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。お答えをいたします。

従前に回復しないと判断した理由につきましては、子牛の導入価格の高騰、それから肉の小売価格の低迷による家畜の導入が控えられてること、中でも大規模農場の従前の経営規模に復興するまでにまだしばらくの時間がかかるものと考えてるところでございます。また、TPP問題、環太平洋経済連携協定にかかわる不安感も当然ながら畜産農家には大いにあるというふうに考えているところでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第24号平成24年度高鍋町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。昨年原発事故以来、放射能汚染について住民の皆さんは本当に敏感になってきているんです。それで、放射能測定に必要な機器の購入計画はあるのかないのかお伺いしたいと思います。

また、有取水量を引き上げるための計画はどうしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。測定機器の購入についてでございますが、現在のところ購入計画はございません。正式なものとして公表可能な数値を計測できる機器は数千万円を要し、また、そのための専門員も必要になろうかと考えております。

次に、有取水量を引き上げるための計画はあるのかについてでございますが、有取水量を引き上げるための特別の計画はございません。老朽管の更新を継続的に行うことにより、大規模な漏水事故を未然に防ぎ、また給水区域全域において毎年継続的に実施している漏水調査により、漏水の早期発見が可能となり、早期に修理することにより有取水量の向上につなげております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

日程第25. 請願第1号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第25、請願第1号若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。岩崎信や議員。

○3番（岩崎 信や君） 3番。請願第1号若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊に関する請願書について御説明いたします。

請願代表者は、高鍋町南高鍋6835の1宮田地区公民館長、佐藤哲朗さんほか52名であります。紹介議員は、私、岩崎信やと青木善明議員であります。

要旨は、ごらんのとおりになっております。急傾斜地崩壊危険箇所の土砂崩壊から住民の生命、財産を守るため、災害の未然防止のための対策を講じていただくよう関係機関に働きかけてください。

その理由として、1、若葉台の急傾斜地崩壊危険箇所は、隣接する斜面上側からの雨水による浸食が進んでおり、年々深刻な状況となっております。2、大雨による土砂崩壊時、大量の土砂が住宅道路ひいては町道に堆積するため通行ができなくなり、若葉台の住民は孤立状態となります。もし、急傾斜地崩壊危険箇所ですらに大規模な土砂崩壊があっても、逃げるのが困難です。3、大雨時の急傾斜地崩壊危険箇所からの土砂は、町道の側溝にも堆積するため、道路の路肩が決壊するなど公共財産にも被害を及ぼしています。

以上のとおり、地方自治法第124条により請願書を提出されました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、紹介議員の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。写真を見せていただいて、かなり危険な箇所だということは理解できるんですけども、これは、近年起きたものということで、12年の2月27日と11年の10月の様子が写真として添付されておりますけれども、ここの若葉台の上からの、畑からの雨水対策というのはどうなっているのでしょうか。やはり要望された方々は、上のほうの畑の雨水対策がしっかりとできていれば、こういう水が来ないというふうに判断していらっしゃるのか、それともどこまですれば大丈夫なのかってところの要望はあったのかどうかお伺いしたいと思います。そうでないと、どこまで、工事をしたらいいのかというところがなかなか判断がしづらい部分があるんじゃないかなというふうに私思うんです。

そして、この若葉台っていうのは、上にずっとつくってあるところじゃないかなというふうに思うんですけども、やはりそこのり面がもし崩落するということになれば、あそこの上に建っているお家もまただめになるんじゃないかなというふうに思うんです。それによって、ここ何年間かの中に、例えば地盤沈下を含めた危険な箇所というのは何箇所ぐらい見受けられるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 紹介議員。

○3番（岩崎 信や君） それでは、お答えします。

請願を受けている場所におけるその上部にあるのは芝畑がありまして、その一部が崩

壊しております。これは、年々その量がふえているというところでありまして、それが下のほうの住宅地のほうに傾斜をもって流れ込んできております。年々とこれがふえていくことによって、その直下には家はないんですけども、対岸に住宅地がありまして、その住宅地にまで、その土砂が今は入り込むという現状であります。

要望としては、どちらも民有地であります、このことについていろんな方に御相談しましたけども、何らかの対策を講じていただくよう働きかけていただきたいというものであります。上のほうは、私たちがいろいろなところにお聞きしたときに、一ツ瀬パイロット事業で行われたところでもあります。もう20年ぐらい前になるんですか、そのころはそういう被害はなかったんですけども、芝をつくることによって土を削っていく、そのことが崩壊につながったのではないかという推測をされましたが、それが原因かどうかについては確たるものはありません。ただ、芝畑の傾斜が住宅地のほうに向いているので、水がそちらのほうに流れていく、芝をとるために、土を削っていくために、一段と低くなって、さらにその向かい側の茶畑からの水もこちらのほうに流れてきているというのが現実です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 例えば、じゃあ工事がどのように、請願が可決されて、多分これが産業建設常任委員会のほうで請願についての審査が行われると思うんです。そのとき、私がちょっと気になるのは、上のほうの畑の方々の協力がどこぐらいまで得られてくるのかということをおかなくておかないと、その上のほうまでしないと、下のほうだけやっても結果的にはそう大した対策は立てられないんじゃないかなというふうに思うんです。

それと、今、芝畑というお話が出てきましたので、そこの雨水対策をすればひよっとしたら大丈夫なのかということなんかも、後で調査をしていく中でわかるだろうと思うんですけれども、そこまでは調査をされてない、聞かれてないのかもしれないんですけど、やっぱり住民の皆さん、そこの下に住んでいらっしゃる住民の皆さんは、やっぱり危機感が年々募ってくるということは、非常に写真を見ても明らかだと思うんです。だから、それについてどこまで公的な関与ができるのかというところが、私、ちょっと気になる場所です。その辺のところは請願を受けるに当たって、どういうところまで調査をされたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 紹介議員。

○3番（岩崎 信や君） 私たちは、地権者にもお会いしましたし、一ツ瀬土地改良のほうにもお伺いいたしました。この問題については、何年も前から、それぞれがそれぞれ、役場の建設管理課を通していろんなところに相談をされながら、それなりの一時的な対応というか、それなりに対応はされるんですけど、根本的な解決に向けての方策が見えてこないということでありました。地権者の方にお話しても、あれはいろんな御意見がある中で、私とこだけの責任でもないんだよというようなことを言われるし、一ツ瀬パイロットでは指導事業はしてないんだよ、建設管理課のほうは一生懸命対応されてますけども、民有地でありますからどこまで入っていいのかわからないという部分もありながら、だからこそ

このように遠慮した書き方で対策を講じていただくよう関係機関に働きかけてくださいという請願になっているんだと思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。8番、黒木正建議員。マイクを。

○8番（黒木 正建君） 産業建設常任委員会のほうに上がってくる問題ですけど、議長も私も現場を見てるんですけど、非常に緊急性があって、非常に周りの人は迷惑してるんですけど、ただ、今7番議員から話がありましたように、土地改良それから地権者、またそれを使用してる人、そういう絡みがありますので、そこ辺をいろいろ聞いて回ったちゅうことですので、そこ辺を十分、再度審議できるような態勢に持って行って産業建設常任委員会でも実際現場やら見るようになると思うんですけど、そこ辺で進めていきたいというふうに思ってます。そこ辺、そういった、いろんなそういった状況とかそういうのに精通していただいて、後、議論したいと思いますので、その点ひとつよろしく願いしておきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。これを見ると、関係機関に働きかけてくださいということんどあるけど、働きかけは紹介議員自体もされたと、町建設課もされたということで、何にもならないということで被害が起こるといことでしょうけど、私、考えるに、一ツ瀬パイロット事業において排水路は明確につくらなければならないということになっておると思います。それで、オーバーしてくるとい状況はないのか、排水路はないのか、排水路が小さいのか、埋まっておるのかという問題であろうと思いますが、そこ辺の調査はされたんですか。

○議長（山本 隆俊） 紹介議員。

○3番（岩崎 信や君） 私たちが、先ほど言われたように、この仲介の労をとっていろんなところに話を持って行って相談したということではなくて、地区住民の方が既に多くのところに相談を何年も前からされていたということでもあります。

○6番（池田 堯君） 排水が問題であると思うが、その排水はどんげなちよっとか、調査されたかて聞いている。

○3番（岩崎 信や君） それについては調査しておりません。見た感じでは、排水路はありませんでした。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、先ほど日程を変更しました議案第1号の質疑を引き続き行います。

資料の配付をお願いします。

再開します。質疑はありませんか。

ちよっと休憩します。5分間見てください。

午後4時45分休憩

午後4時48分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番、第1号議案に反対の立場で討論を行います。

先ほど、取締役会の会議録はいただきまして、個人的に三文判じゃねえかなという感じがしましたが、双方代理はクリアできたということで、私もわかりました。

ですけど、入湯税を免除したことにおいて、問題であるめいりんの里の管理運営に対して、納税者は負担が大きくなると、入湯料がふえるという結果、そして、町財政においては入湯税免除においてマイナス約2,000万円近くの税収が入らないという結果になりますので、そのような貸し付けは私は到底承諾できないという立場において反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第1号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第1号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号から議案第14号及び議案第16号、請願第1号、以上8件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号から議案第14号及び議案第16号、請願第1号、以上8件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第15号及び議案第17号から議案第24号まで、以上9件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号及び議案第17号から議案第24号まで、以上9件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特

別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで、本日は散会いたします。

午後 4 時50分散会
